

# 施設調査

### 第3部 調査の結果【施設調査】

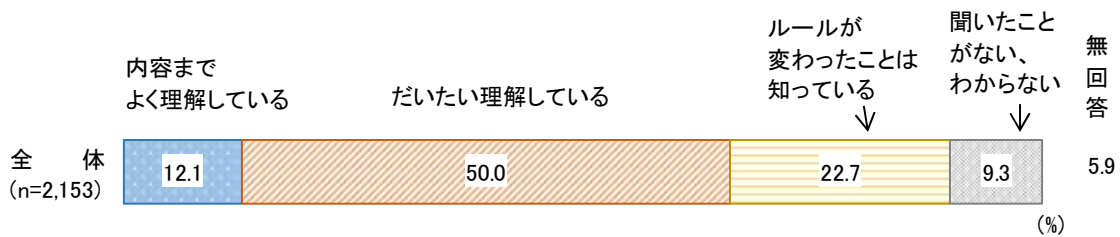
#### 1 受動喫煙防止に関する改正法・改正条例の認知

##### (1) 改正法・改正条例の認知状況

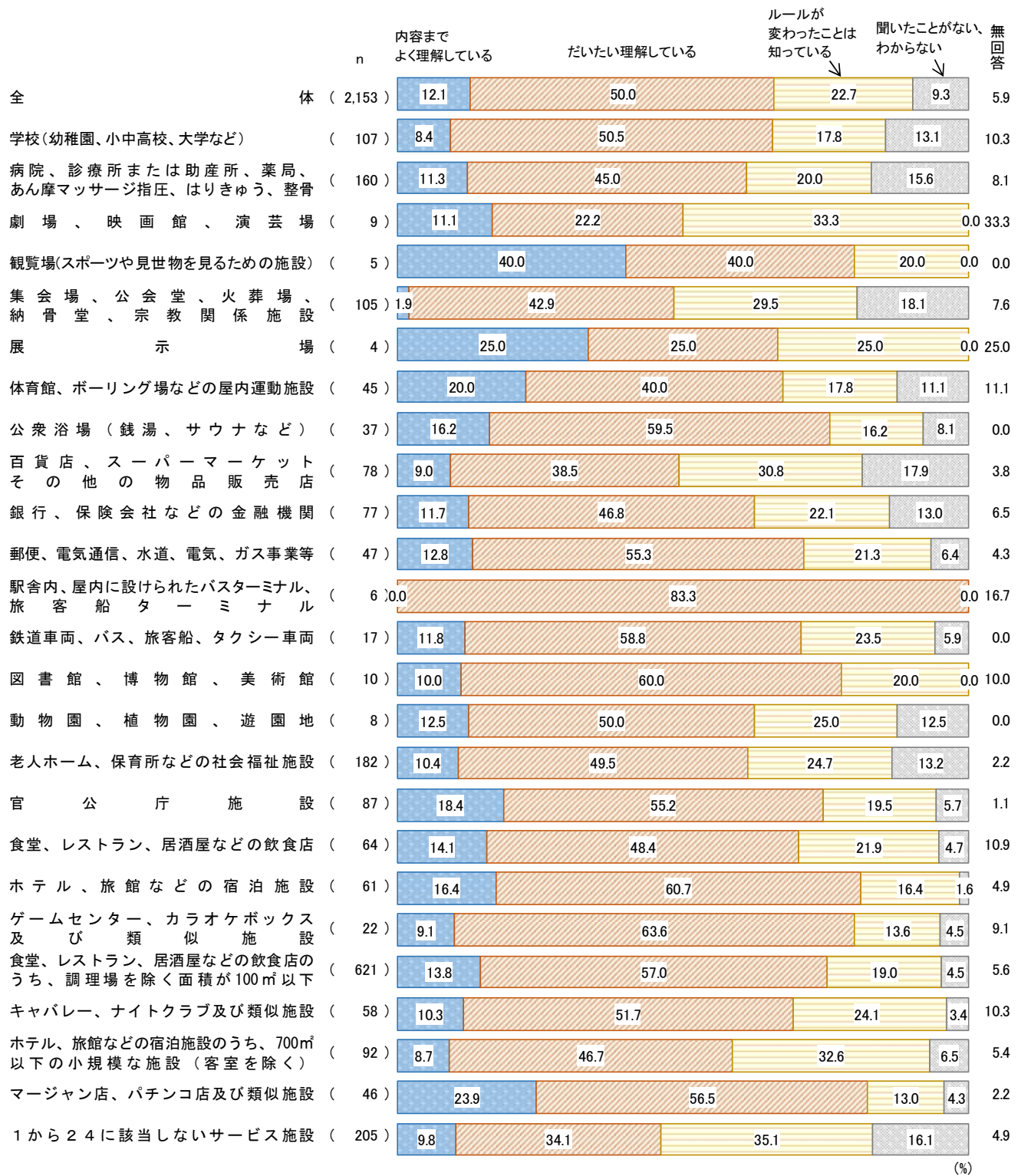
問1 令和2年4月に受動喫煙防止に関する規制が拡大されましたが、あなたはどの程度知っていますか。（健康増進法改正（全国）、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例改正（県下））次の中から1つ選んでください。（○は1つ）。

- ・令和2年4月に受動喫煙防止に関する規制が拡大についてどの程度知っているか尋ねたところ、「だいたい理解している」（50.0%）が5割で最も高く、次いで「ルールが変わったことは知っている」（22.7%）、「内容までよく理解している」（12.1%）となっている。
- ・業種別にみると、「内容までよく理解している」は“官公庁施設”（18.4%）が最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（16.4%），“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（14.1%）となっている。

図表3-1-1 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと【全体】



図表 3-1-2 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと【業種別】

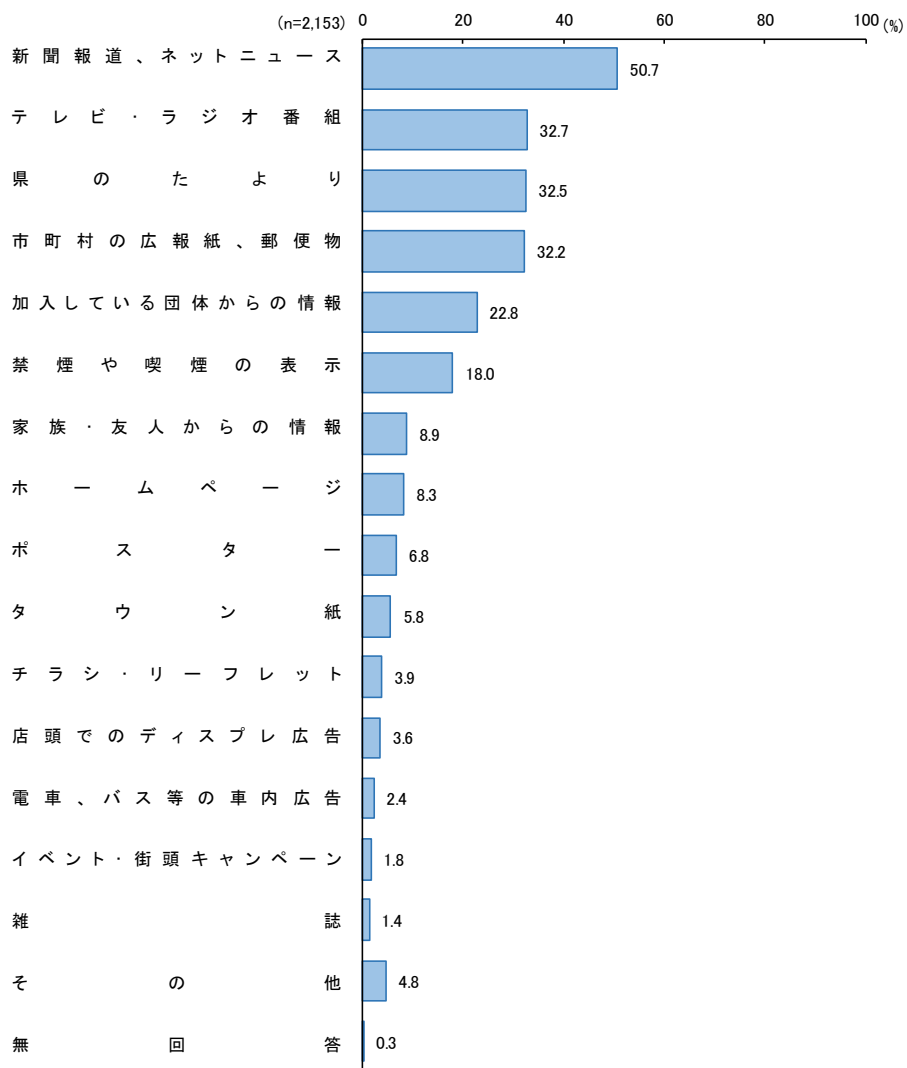


(2) 改正法・改正条例を認知した媒体

(問1で「1 内容までよく理解している」、「2 だいたい理解している」、「3 ルールが変わったことは知っている」)を選択した方に  
 問2 あなたは受動喫煙防止に関する新制度(改正健康増進法(全国)、改正神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(県下))の内容について、何で知りましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)。

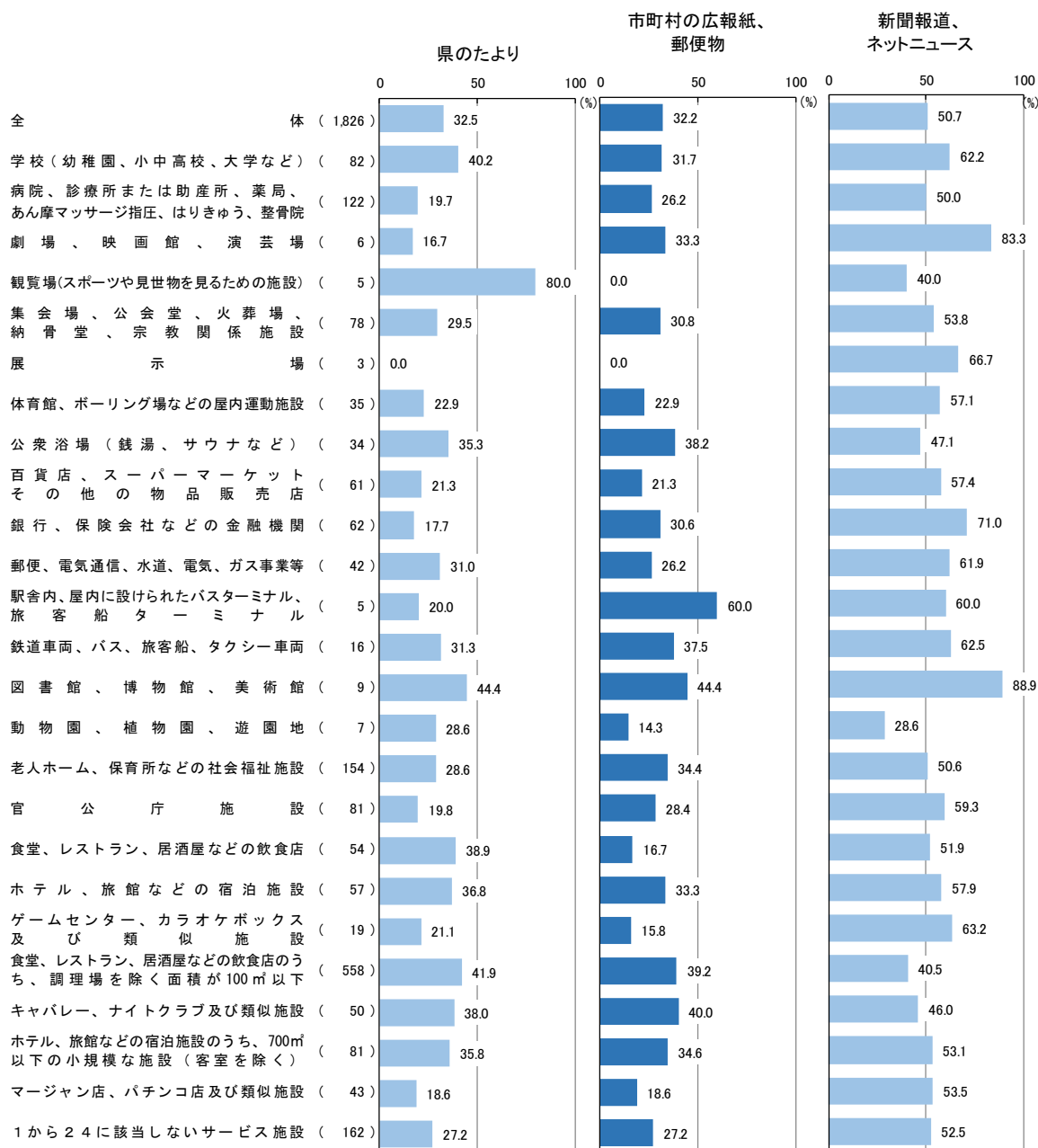
- ・受動喫煙防止に関する新制度(改正健康増進法(全国)、改正神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(県下))の内容について、何で知ったか尋ねたところ、「新聞報道、ネットニュース」(50.7%)が5割を超えて最も高く、次いで「テレビ・ラジオ番組」(32.7%)、「県のたより」(32.5%)となっている。

図表4-2-1 改正法・改正条例の認知状況【全体】



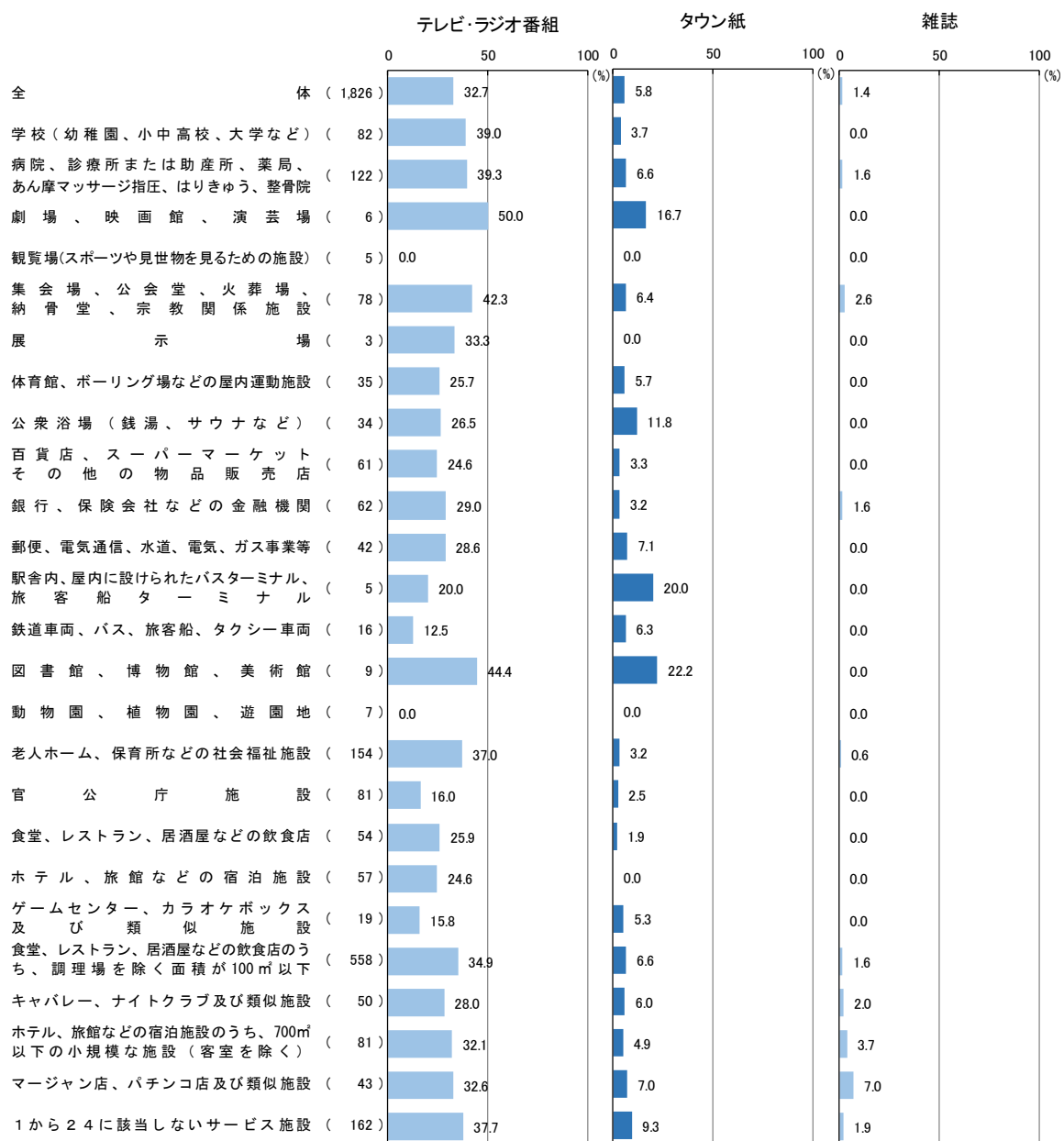
- ・「県のたより」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（41.9%）が4割を超えて最も高く、次いで“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（40.2%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（38.9%）となっている。
- ・「市町村の広報紙、郵便物」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（40.0%）が4割と最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（39.2%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（34.6%）となっている。
- ・「新聞報道、ネットニュース」は“銀行、保険会社などの金融機関”（71.0%）が7割を超えて最も高く、次いで“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（62.2%）、“官公庁施設”（59.3%）となっている。

図表4-2-2 改正法・改正条例の認知状況【業種別】



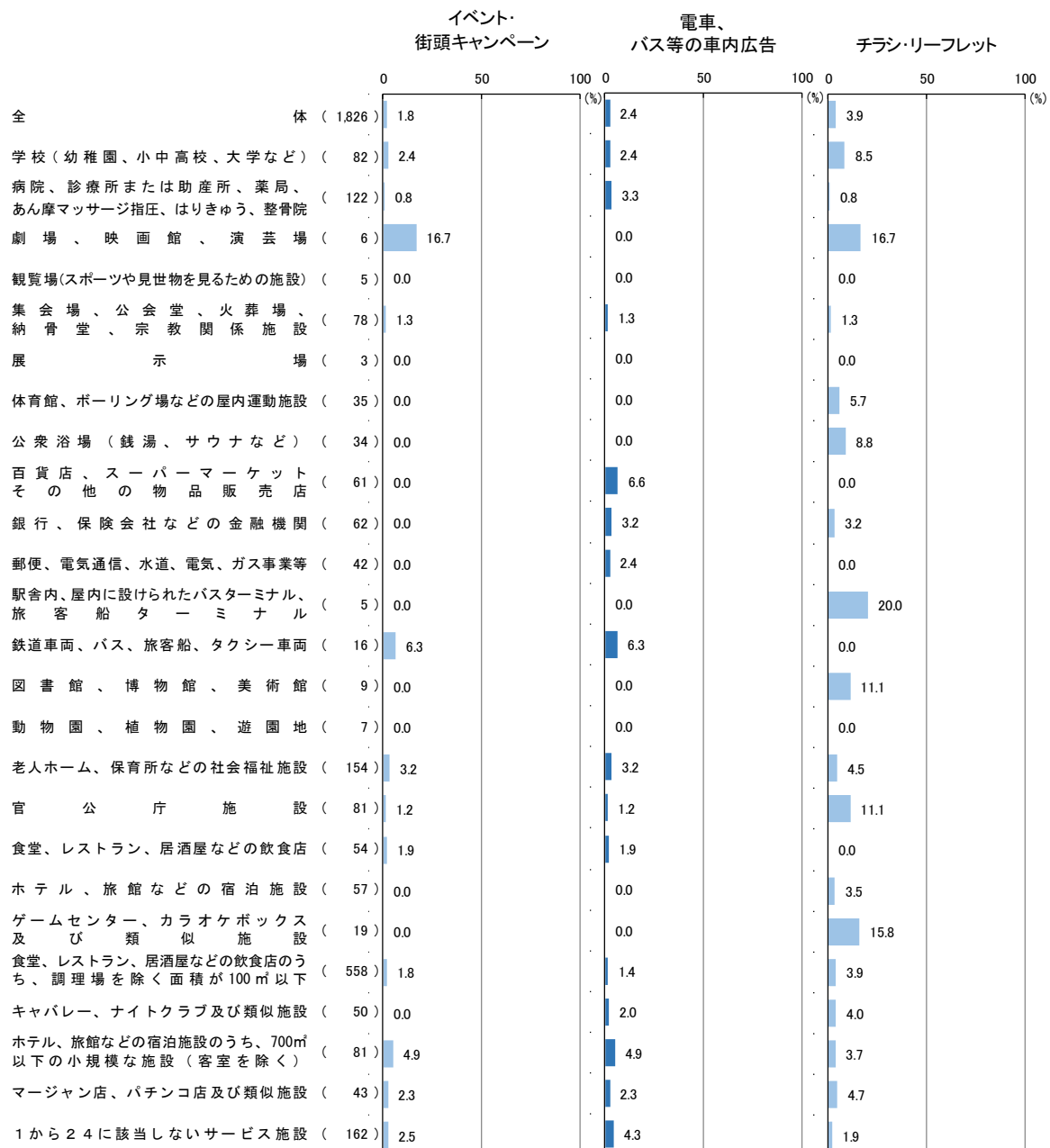
- ・「テレビ・ラジオ番組」は“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”（42.3%）が4割を超えて最も高く、次いで“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（39.3%）、“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（39.0%）となっている。
- ・「タウン紙」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”と“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（6.6%）が最も高く、次いで“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”（6.4%）、“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（6.0%）となっている。
- ・「雑誌」は“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（3.7%）が最も高く、次いで“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”（2.6%）、“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（2.0%）となっている。

図表4-2-3 改正法・改正条例の認知状況【業種別】



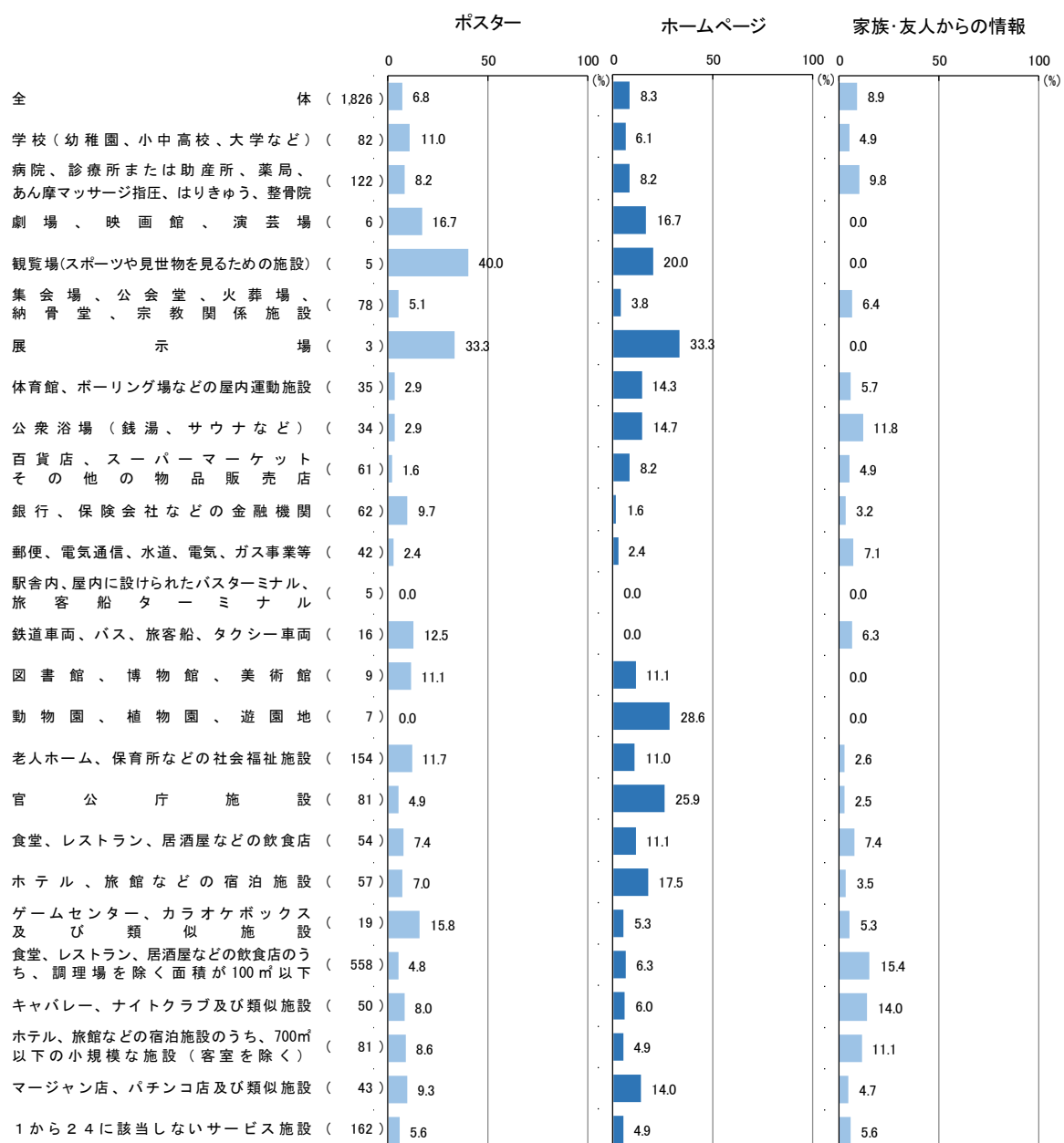
- ・「イベント・街頭キャンペーン」は“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（4.9%）が最も高く、次いで“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（3.2%）、“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（2.4%）となっている。
- ・「電車、バス等の車内広告」は“百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店”（6.6%）が最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（4.9%）、“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（3.3%）となっている。
- ・「チラシ・リーフレット」は“官公庁施設”（11.1%）が最も高く、次いで“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（8.5%）、“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（4.5%）となっている。

図表 4-2-4 改正法・改正条例の認知状況【業種別】



- ・「ポスター」は“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（11.7%）が最も高く、次いで“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（11.0%）、“銀行、保険会社などの金融機関”（9.7%）となっている。
- ・「ホームページ」は“官公庁施設”（25.9%）が最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（17.5%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（11.1%）となっている。
- ・「家族・友人からの情報」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（15.4%）が最も高く、次いで“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（14.0%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（11.1%）となっている。

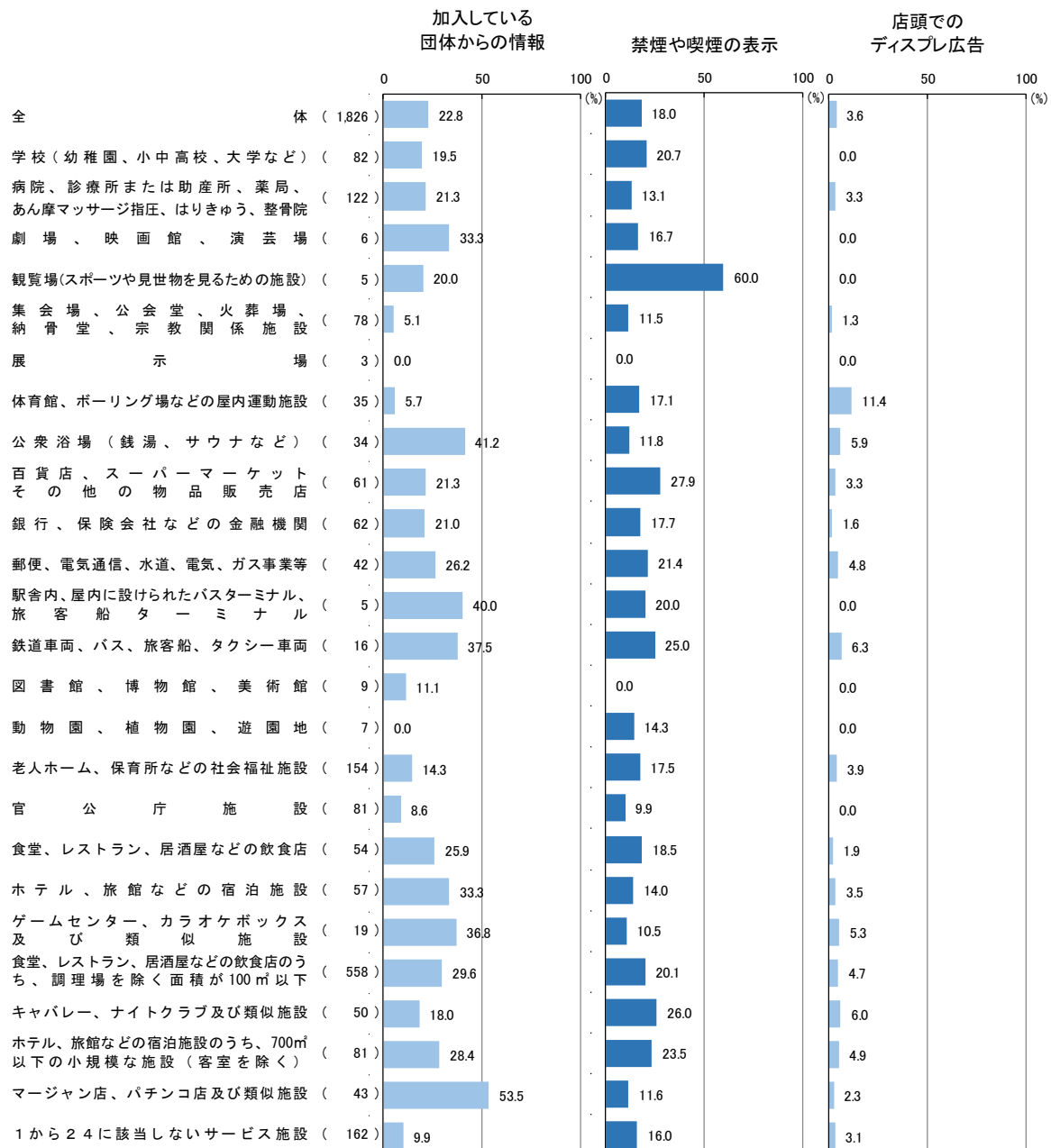
図表 4-2-5 改正法・改正条例の認知状況【業種別】





- ・「加入している団体からの情報」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（33.3%）と3割を超えて最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（29.6%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（28.4%）となっている。
- ・「禁煙や喫煙の表示」は“百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店”（27.9%）が最も高く、次いで“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（26.0%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（23.5%）となっている。
- ・「店頭でのディスプレイ広告」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（6.0%）が最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（4.9%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（4.7%）となっている。

図表4-2-6 改正法・改正条例の認知状況【業種別】



- ・「その他」は“官公庁施設”（12.3%）が最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（6.5%）、“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（6.0%）となっている。

図表 4-2-7 改正法・改正条例の認知状況【業種別】

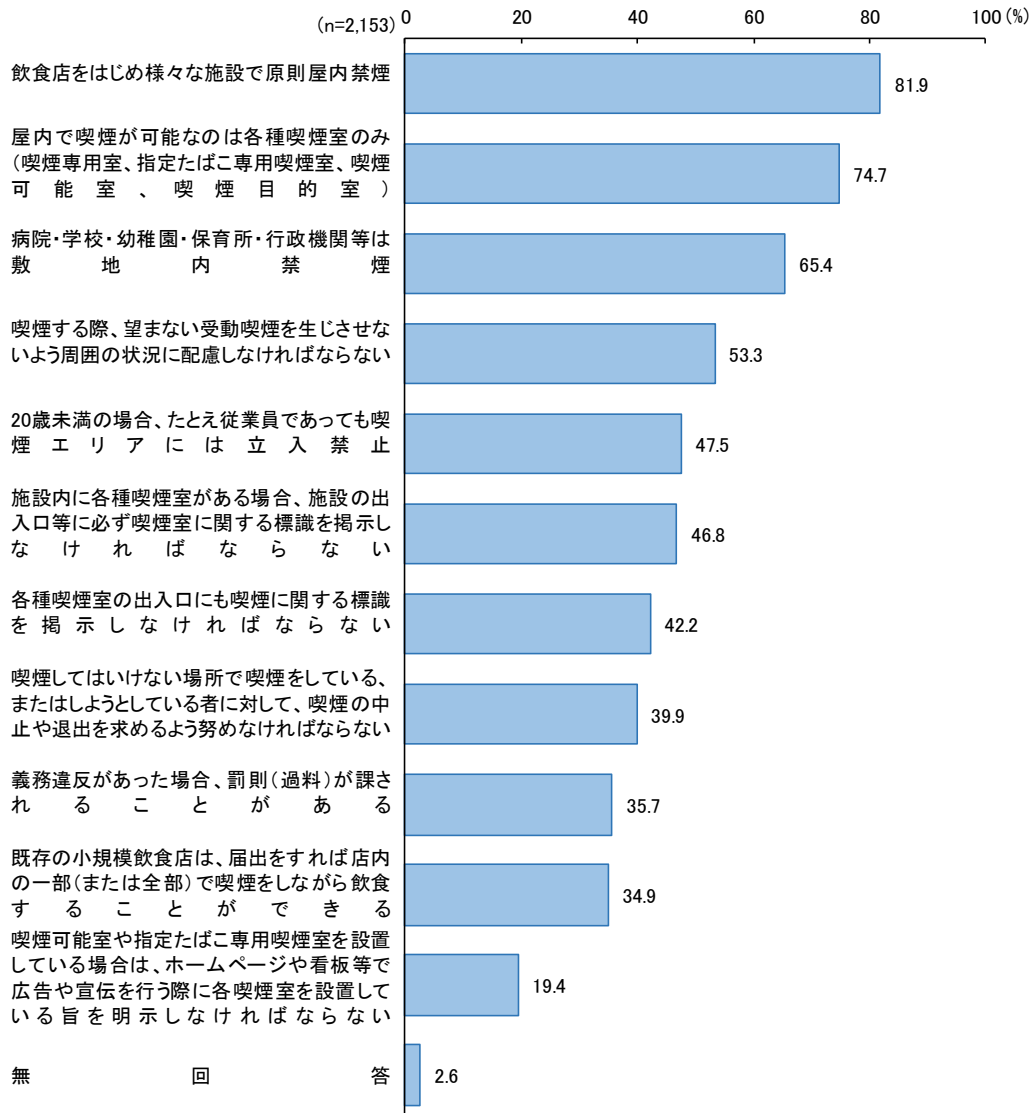


(3) 改正法について知っている内容

問3 改正健康増進法について、ご存知の内容を次の中から選んでください。(〇はいくつでも)

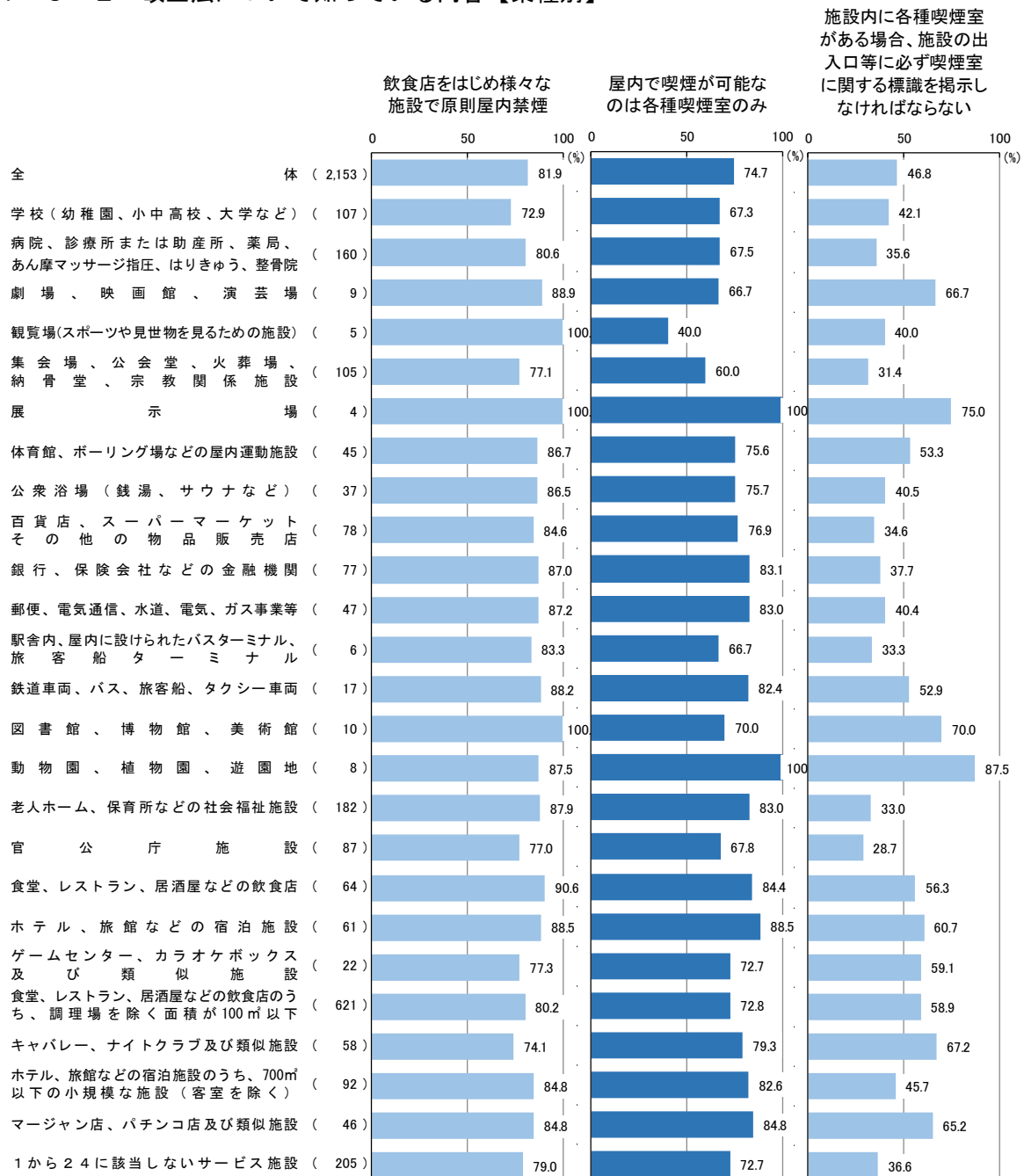
- 改正健康増進法について、知っている内容を尋ねたところ、「飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙」(81.9%)が8割を超えて最も高く、次いで「屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)」(74.7%)、「病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙」(65.4%)となっている。

図表4-3-1 改正法について知っている内容【全体】



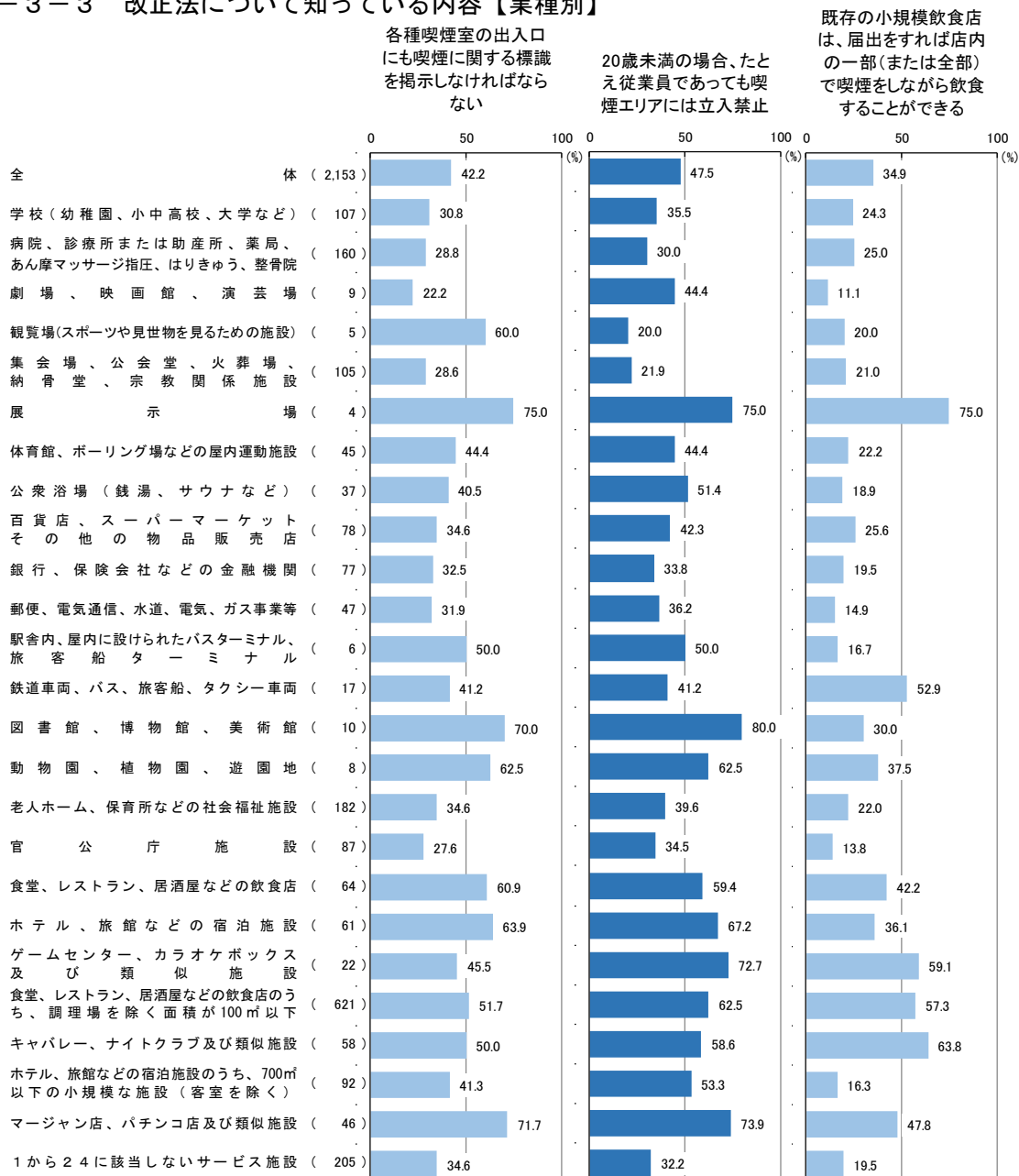
- ・「飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（90.6%）が9割を超えて最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（88.5%）、“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（84.6%）となっている。
- ・「屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（88.5%）が9割近くと最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（84.4%）、“銀行、保険会社などの金融機関”（76.9%）となっている。
- ・「施設内に各種喫煙室がある場合、施設の出入口等に必ず喫煙室に関する標識を掲示しなければならない」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（67.2%）が6割半ばと最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（60.7%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（58.9%）となっている。

図表4-3-2 改正法について知っている内容【業種別】



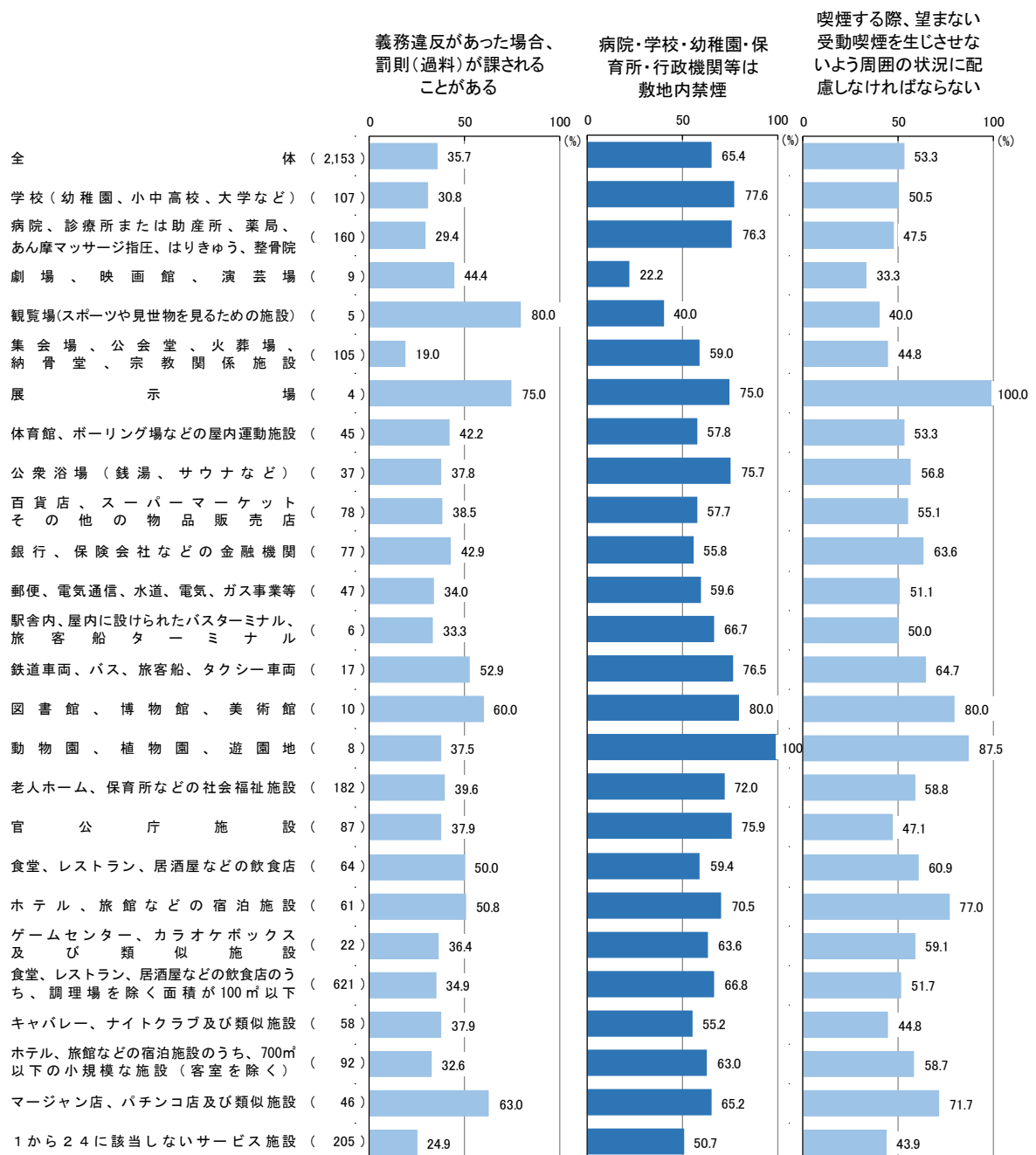
- ・「各種喫煙室の出入口にも喫煙に関する標識を掲示しなければならない」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（63.9%）が6割半ばと最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（60.9%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（51.7%）となっている。
- ・「20歳未満の場合、たとえ従業員であっても喫煙エリアには立入禁止」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（67.2%）が6割半ばと最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（62.5%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（59.4%）となっている。
- ・「既存の小規模飲食店は、届出をすれば店内の一部（または全部）で喫煙をしながら飲食することができる」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（63.8%）が6割半ばと最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（57.3%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（42.2%）となっている。

図表4-3-3 改正法について知っている内容【業種別】



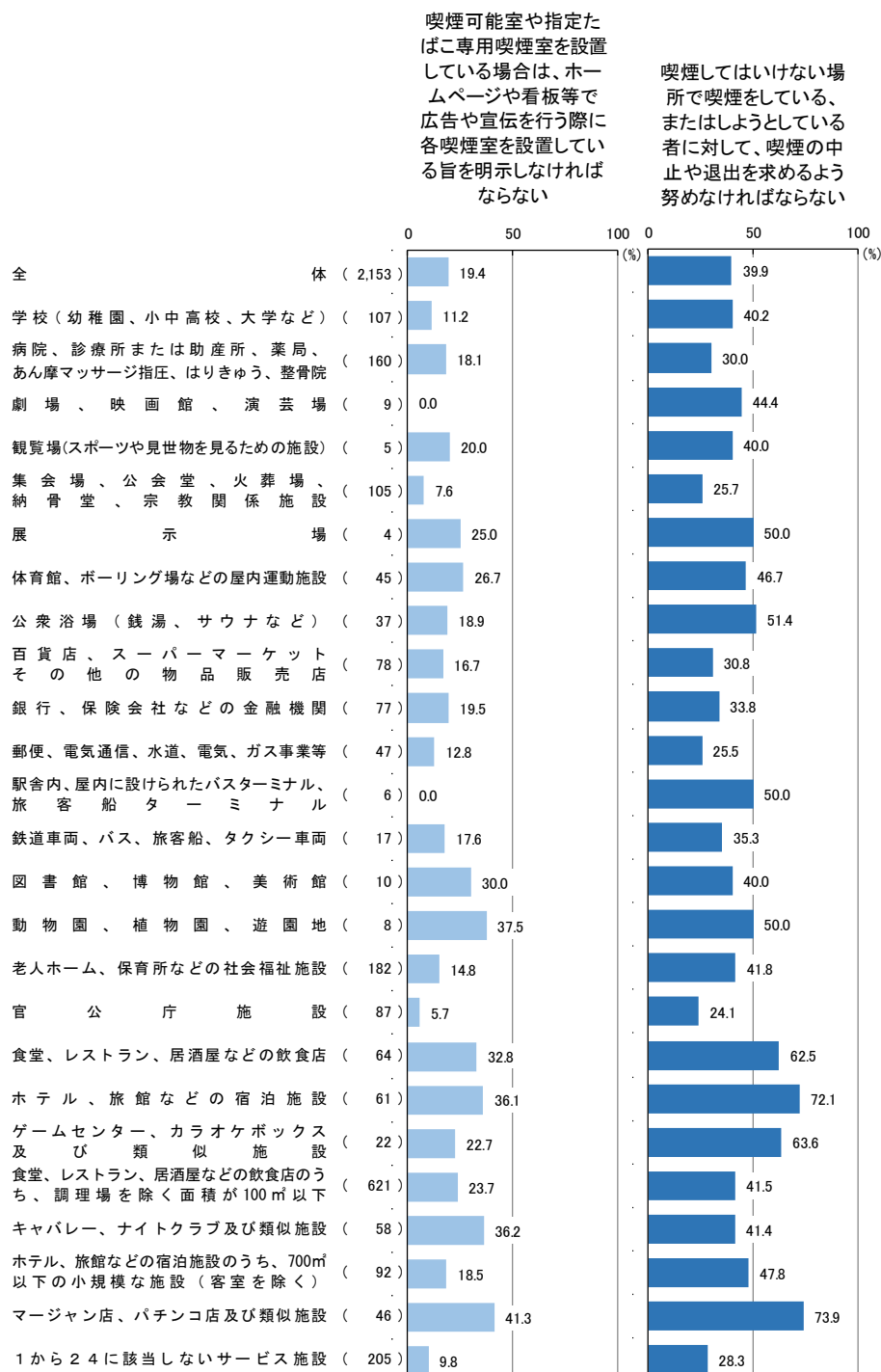
- ・「義務違反があった場合、罰則（過料）が課されることがある」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（50.8%）が5割を超えて最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（50.0%）、“銀行、保険会社などの金融機関”（42.9%）となっている。
- ・「病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙」は“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（77.6%）が7割半ばと最も高く、次いで“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（76.3%）、“官公庁施設”（75.9%）となっている。
- ・「喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（77.0%）が7割半ばと最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（63.6%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（60.9%）となっている。

図表4-3-4 改正法について知っている内容【業種別】



- ・「喫煙可能室や指定たばこ専用喫煙室を設置している場合は、ホームページや看板等で広告や宣伝を行う際に各喫煙室を設置している旨を明示しなければならない」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（36.2%）が3割半ばと最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（36.1%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（32.8%）となっている。
- ・「喫煙してはいけない場所で喫煙をしている、またはしようとしている者に対して、喫煙の中止や退出を求めるよう努めなければならない」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（72.1%）が7割を超えて最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（62.5%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（47.8%）となっている。

図表 4-3-5 改正法について知っている内容【業種別】

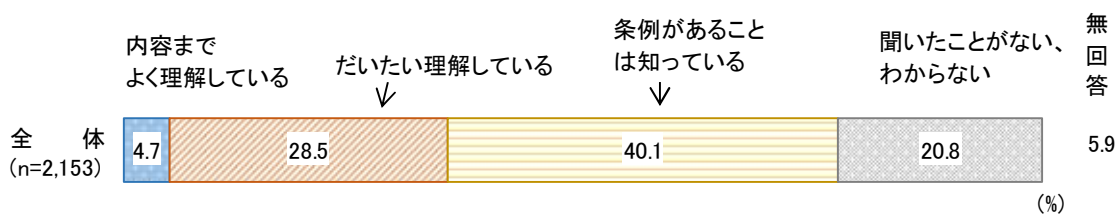


(4) 県独自の規制や上乗せ規制の認知状況

問4 神奈川県では受動喫煙防止条例を制定し、受動喫煙について神奈川県独自の規制や法の上乗せ規制を設けていますが、あなたはどの程度知っていますか。(〇は1つ)

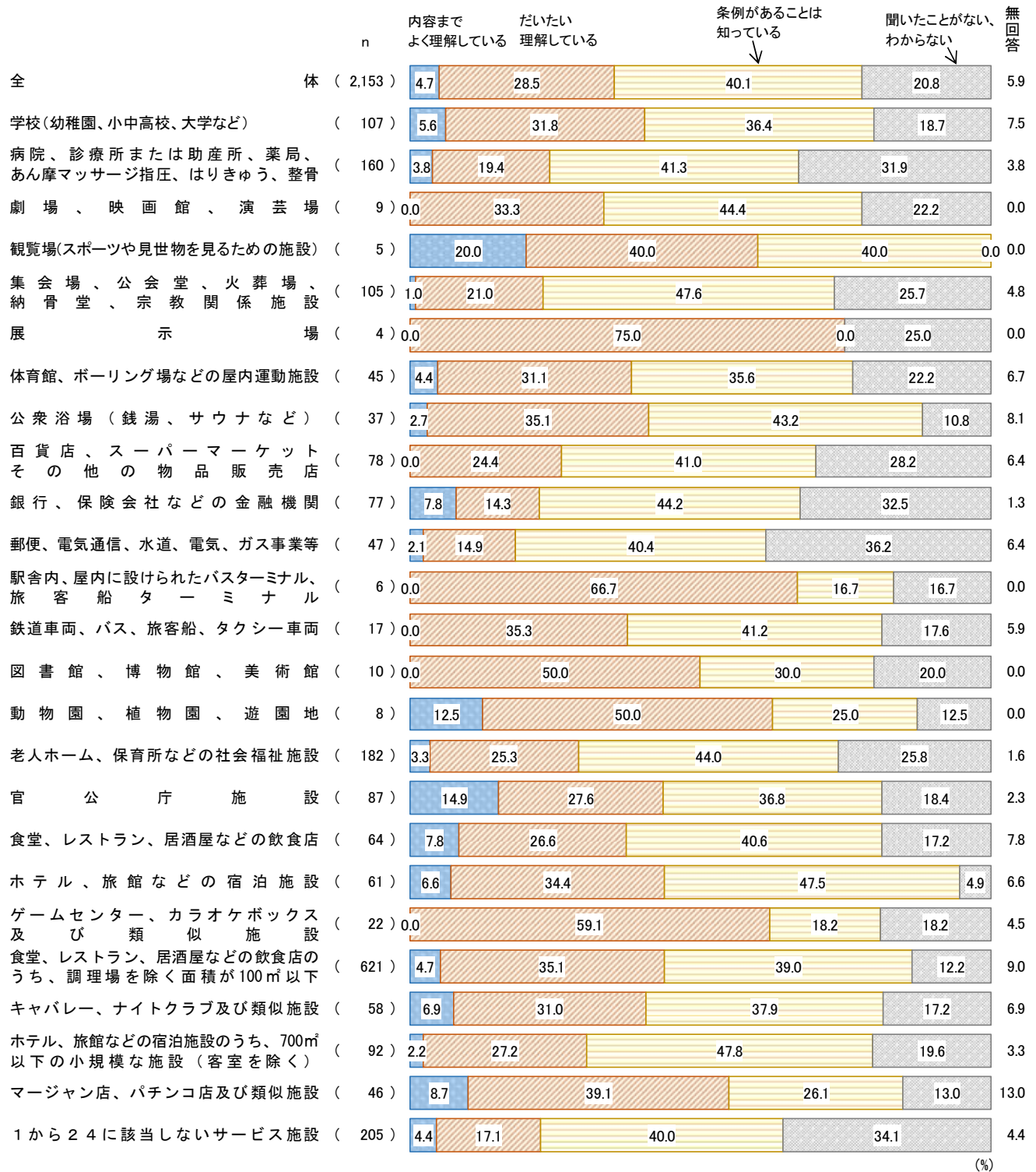
- ・神奈川県では受動喫煙防止条例を制定し、受動喫煙について神奈川県独自の規制や法の上乗せ規制を設けていることについてどの程度知っているか尋ねたところ、「条例があることは知っている」(40.1%)が4割を超えて最も高く、次いで「だいたい理解している」(28.5%)、「聞いたことがない、わからない」(20.8%)となっている。
- ・業種別にみると、「内容までよく理解している」は“官公庁施設”(14.9%)が最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”(7.8%)、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”(7.8%)となっている。

図表4-4-1 県独自の規制や上乗せ規制の認知状況【全体】





図表 4-4-2 県独自の規制や上乗せ規制の認知状況【業種別】



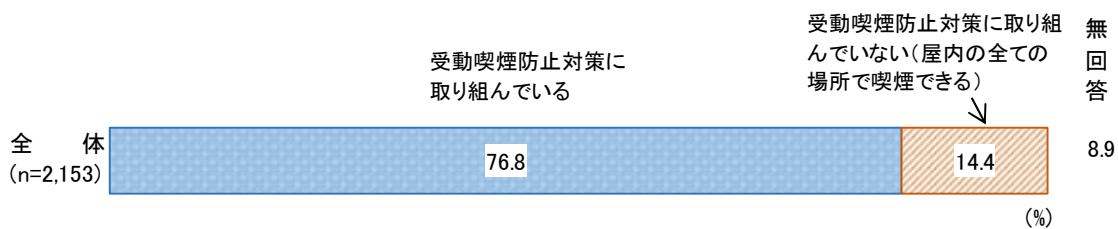
## 2 受動喫煙防止対策の取組状況

### (1) 受動喫煙防止対策の取組の有無

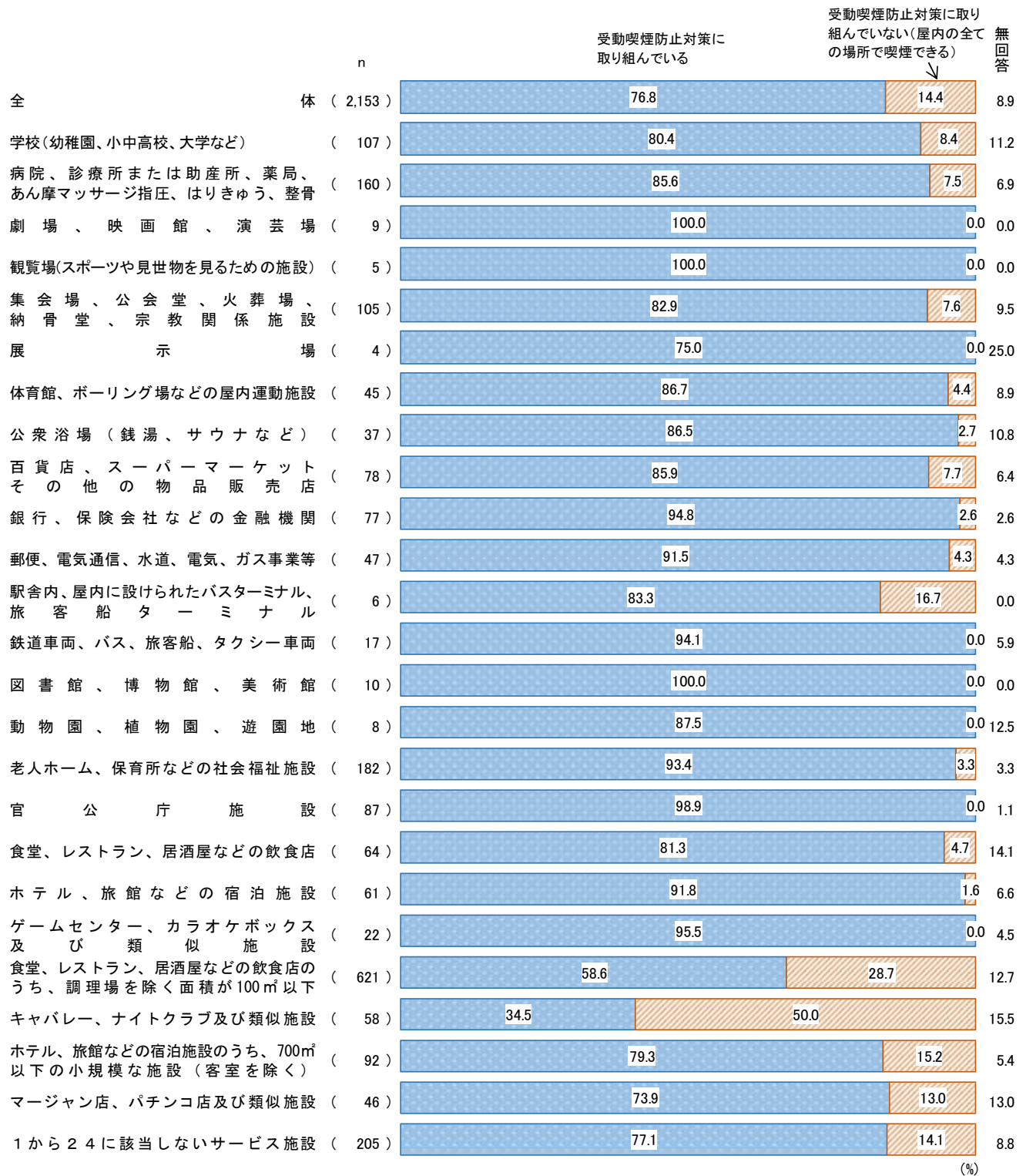
問5 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内を禁煙にしたり各種喫煙室を設置するといった受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

- ・不特定多数の利用客が利用する屋内を禁煙にしたり各種喫煙室を設置するといった受動喫煙防止対策に取り組んでいますか尋ねたところ、「受動喫煙防止対策に取り組んでいる」(76.8%)が7割半ばと最も高く、「受動喫煙防止対策に取り組んでいない(屋内の全ての場所で喫煙できる)」(14.4%)が1割半ばとなっている。
- ・業種別にみると、「受動喫煙防止対策に取り組んでいる」は“官公庁施設”(98.9%)が10割近くと最も高く、次いで「銀行、保険会社などの金融機関」(94.8%)、“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”(93.4%)となっている。

図表4-5-1 受動喫煙防止対策の取組の有無【全体】



図表 4-5-2 受動喫煙防止対策の取組の有無【業種別】



(2) 受動喫煙防止対策に取り組む理由

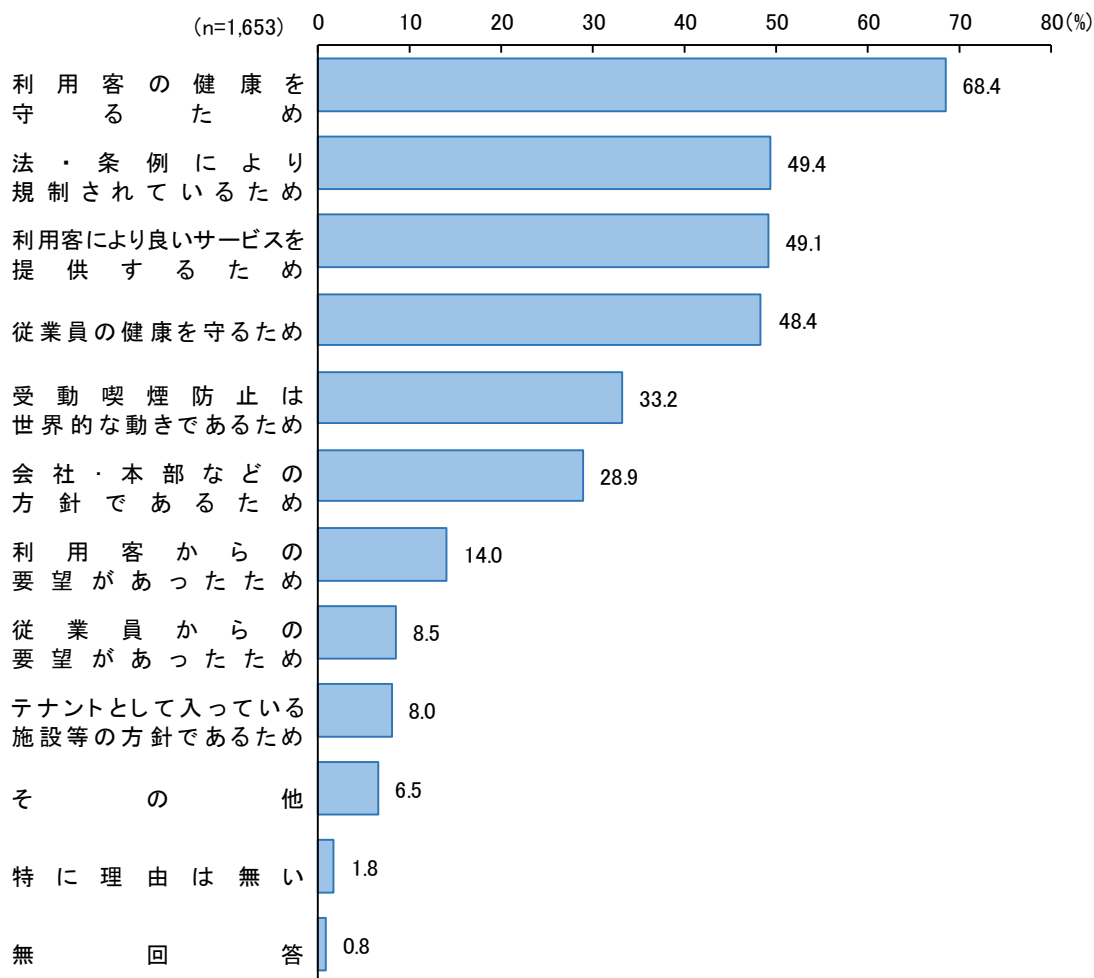
(問5で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選択した方に)

問6 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。

次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

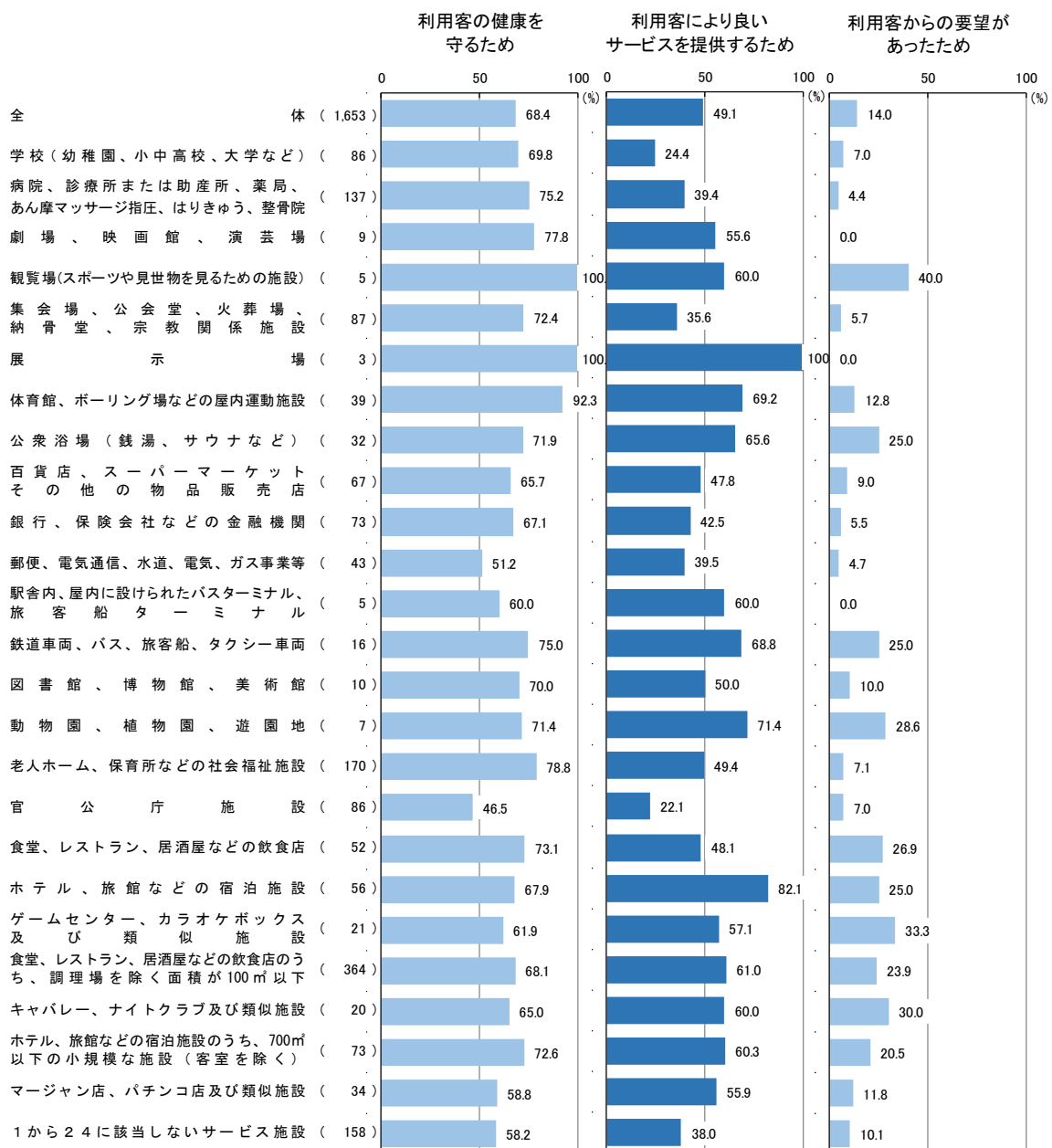
- ・受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からか尋ねたところ、「利用客の健康を守るため」(68.4%)が7割近くと最も高く、次いで「法・条例により規制されているため」(49.4%)、「利用客により良いサービスを提供するため」(49.1%)となっている。

図表4-6-1 受動喫煙防止対策に取り組む理由【全体】



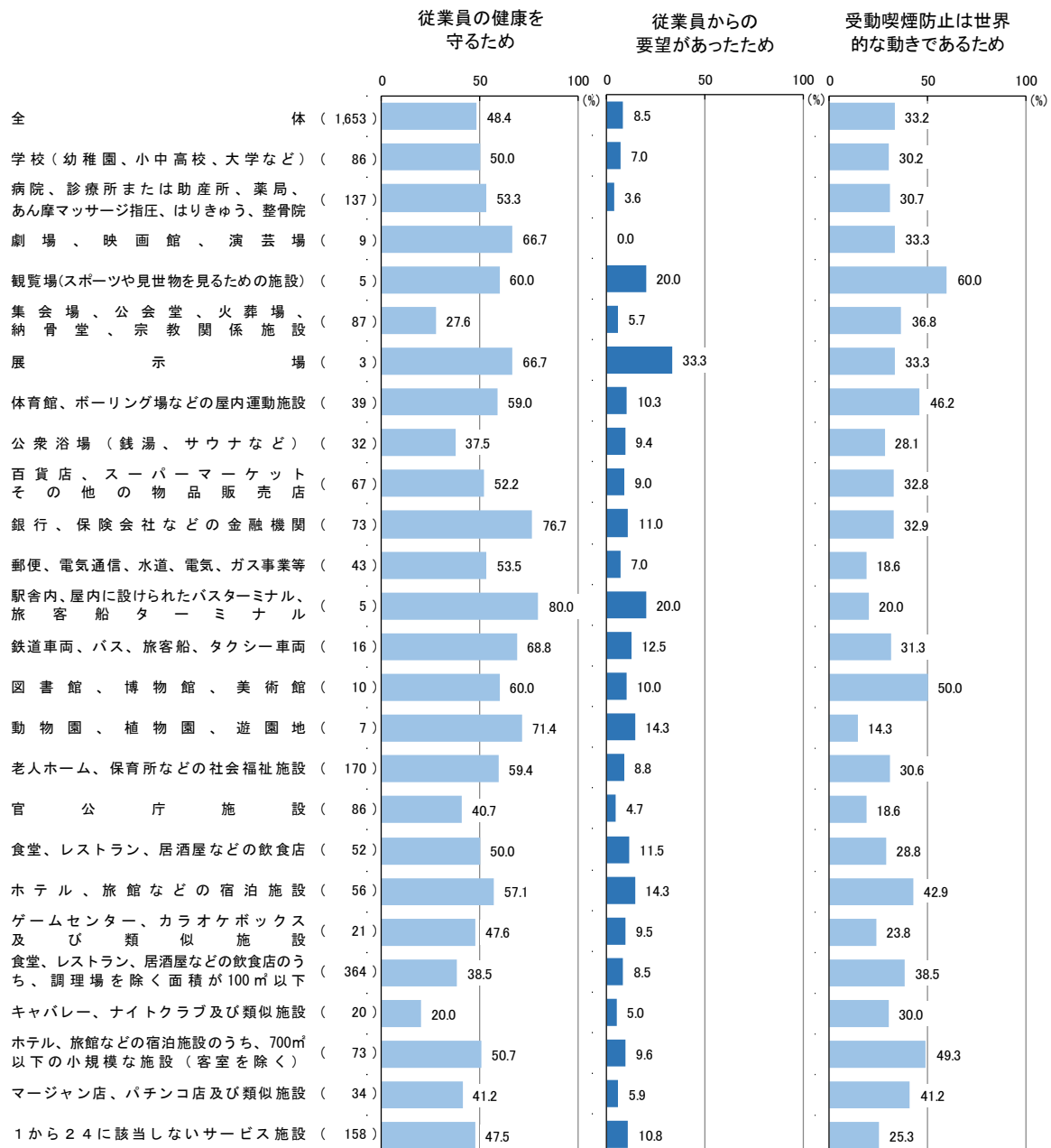
- ・「利用客の健康を守るため」は“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（78.8%）が8割近くと最も高く、次いで“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（75.2%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（73.1%）となっている。
- ・「利用客により良いサービスを提供するため」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（82.1%）が8割を超えて最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（61.0%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（60.3%）となっている。
- ・「利用客からの要望があったため」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（26.9%）が最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（25.0%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（23.9%）となっている。

図表4-6-2 受動喫煙防止対策に取り組む理由【業種別】



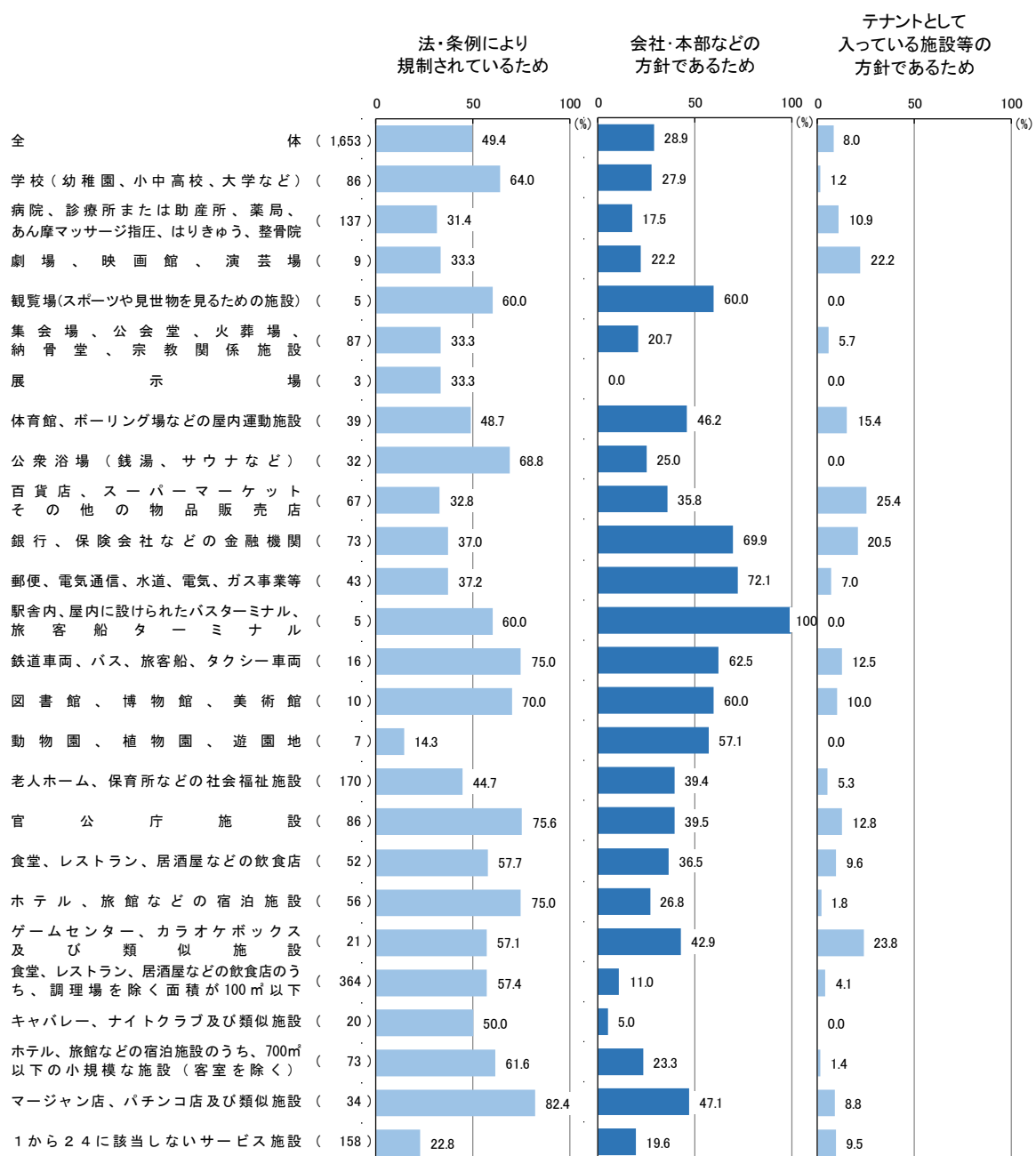
- ・「従業員の健康を守るため」は“銀行、保険会社などの金融機関”（76.7%）が7割半ばと最も高く、次いで“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（59.4%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設”（57.1%）となっている。
- ・「従業員からの要望があったため」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（14.3%）が最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（11.5%）、“銀行、保険会社などの金融機関”（11.0%）となっている。
- ・「受動喫煙防止は世界的な動きであるため」は“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（49.3%）が5割近くと最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（42.9%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（38.5%）となっている。

図表 4-6-3 受動喫煙防止対策に取り組む理由【業種別】



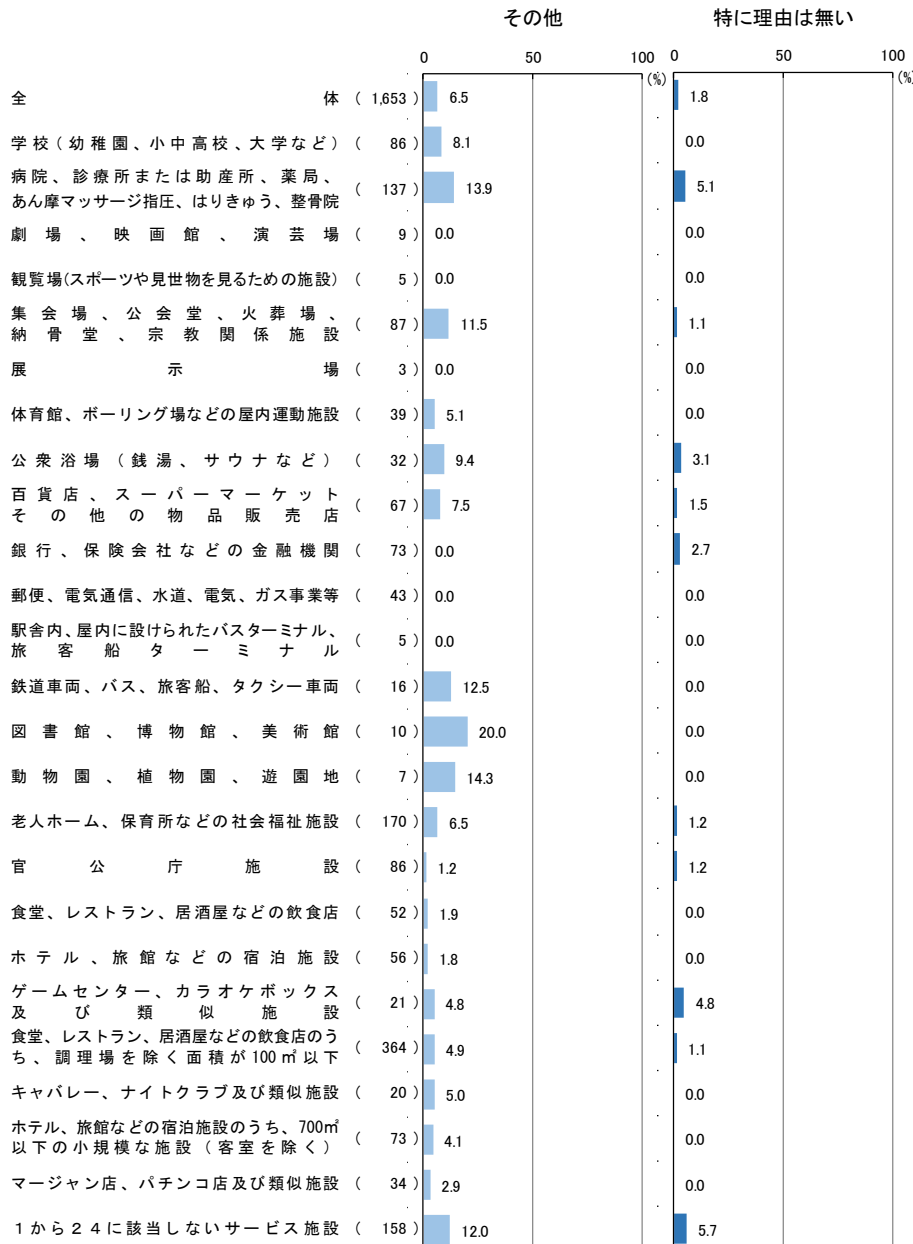
- ・「法・条例により規制されているため」は“官公庁施設”（75.6%）が7割半ばと最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（75.0%）、“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（64.0%）となっている。
- ・「会社・本部などの方針であるため」は“銀行、保険会社などの金融機関”（69.9%）が7割近くと最も高く、次いで“官公庁施設”（39.5%）、“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（39.4%）となっている。
- ・「テナントとして入っている施設等の方針であるため」は“百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店”（25.4%）が最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（20.5%）、“官公庁施設”（12.8%）となっている。

図表 4-6-4 受動喫煙防止対策に取り組む理由【業種別】



- ・「その他」は“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（13.9%）が最も高く、次いで“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”（11.5%）、“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（8.1%）となっている。
- ・「特に理由は無い」は“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（5.1%）が最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（2.7%）、“百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店”（1.5%）となっている。

図表 4-6-5 受動喫煙防止対策に取り組む理由【業種別】





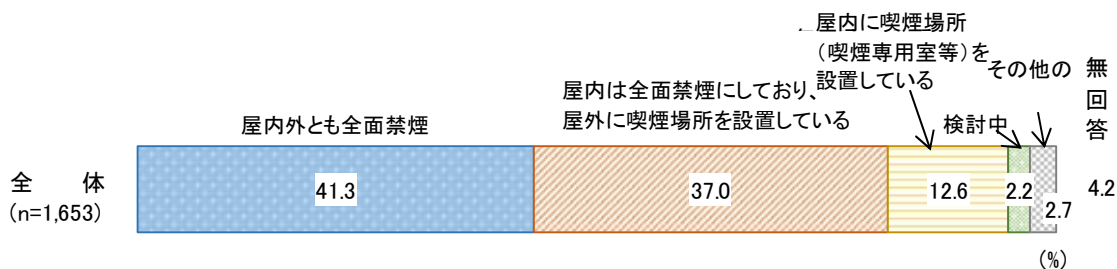
(3) 施設内における受動喫煙防止対策について

(問5で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選択した方に)

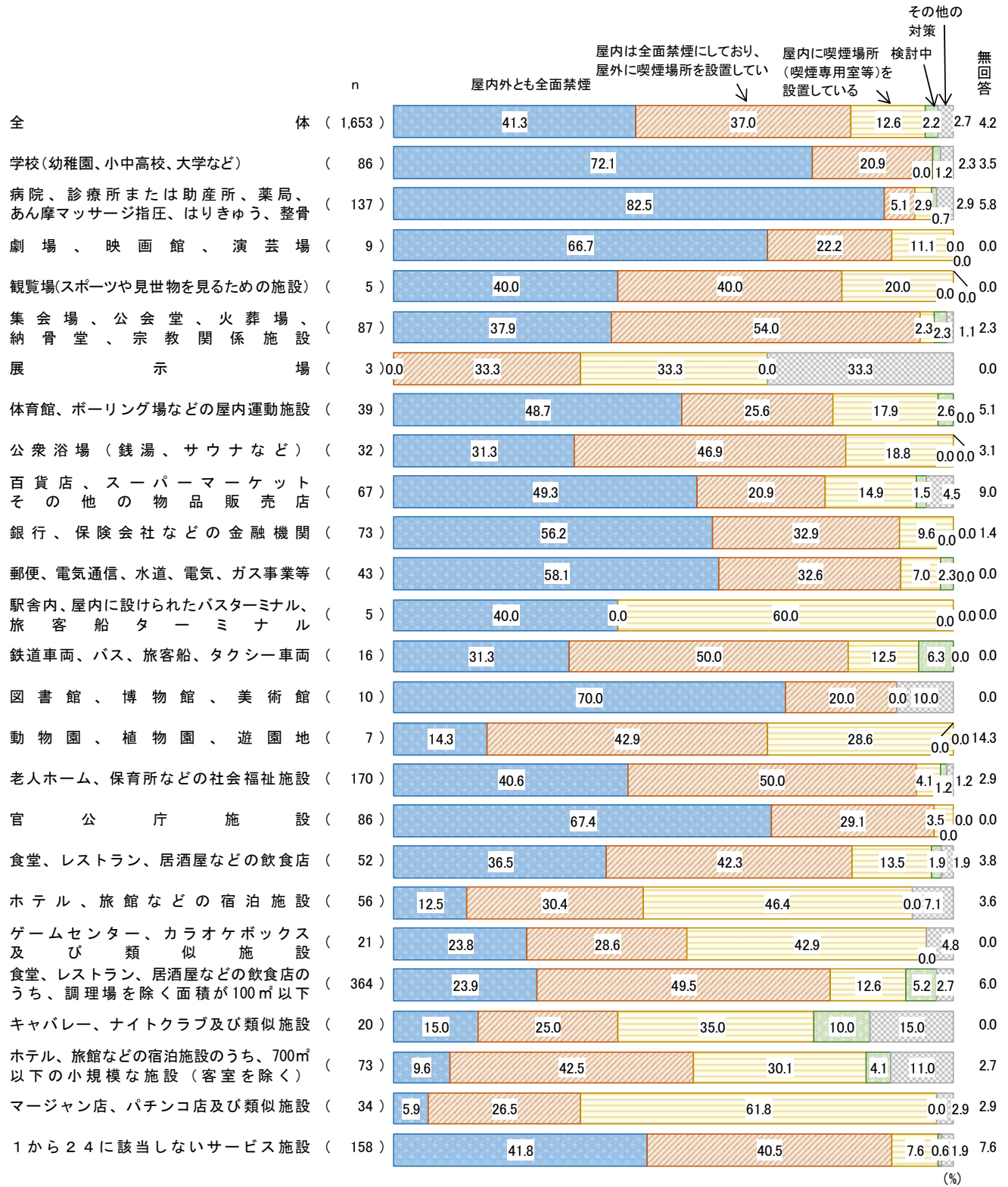
問7 現在の貴施設の施設内における受動喫煙防止対策について、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。(〇は1つ)

- ・現在の施設内における受動喫煙防止対策について、あてはまるもの尋ねたところ、「屋内外とも全面禁煙」(41.3%)が4割を超えて最も高く、次いで「屋内は全面禁煙にしており、屋外に喫煙場所を設置している」(37.0%)、「屋内に喫煙場所(喫煙専用室等)を設置している」(12.6%)となっている。
- ・業種別にみると、「屋内外とも全面禁煙」は“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”(82.5%)で最も高く、次いで“学校(幼稚園、小中高校、大学など)”(72.1%)、「官公庁施設」(67.4%)となっている。

図表4-7-1 施設内における受動喫煙防止対策について【全体】



図表 4-7-2 施設内における受動喫煙防止対策について【業種別】



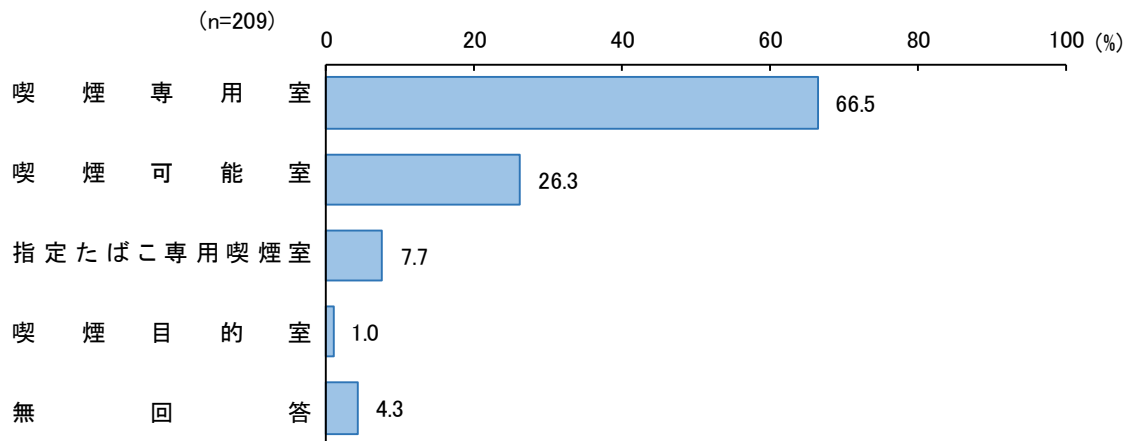
#### (4) 設置している屋内禁煙室の種類

(問7で「3 屋内に喫煙場所(喫煙専用室等)を設置している」を選択した方に)

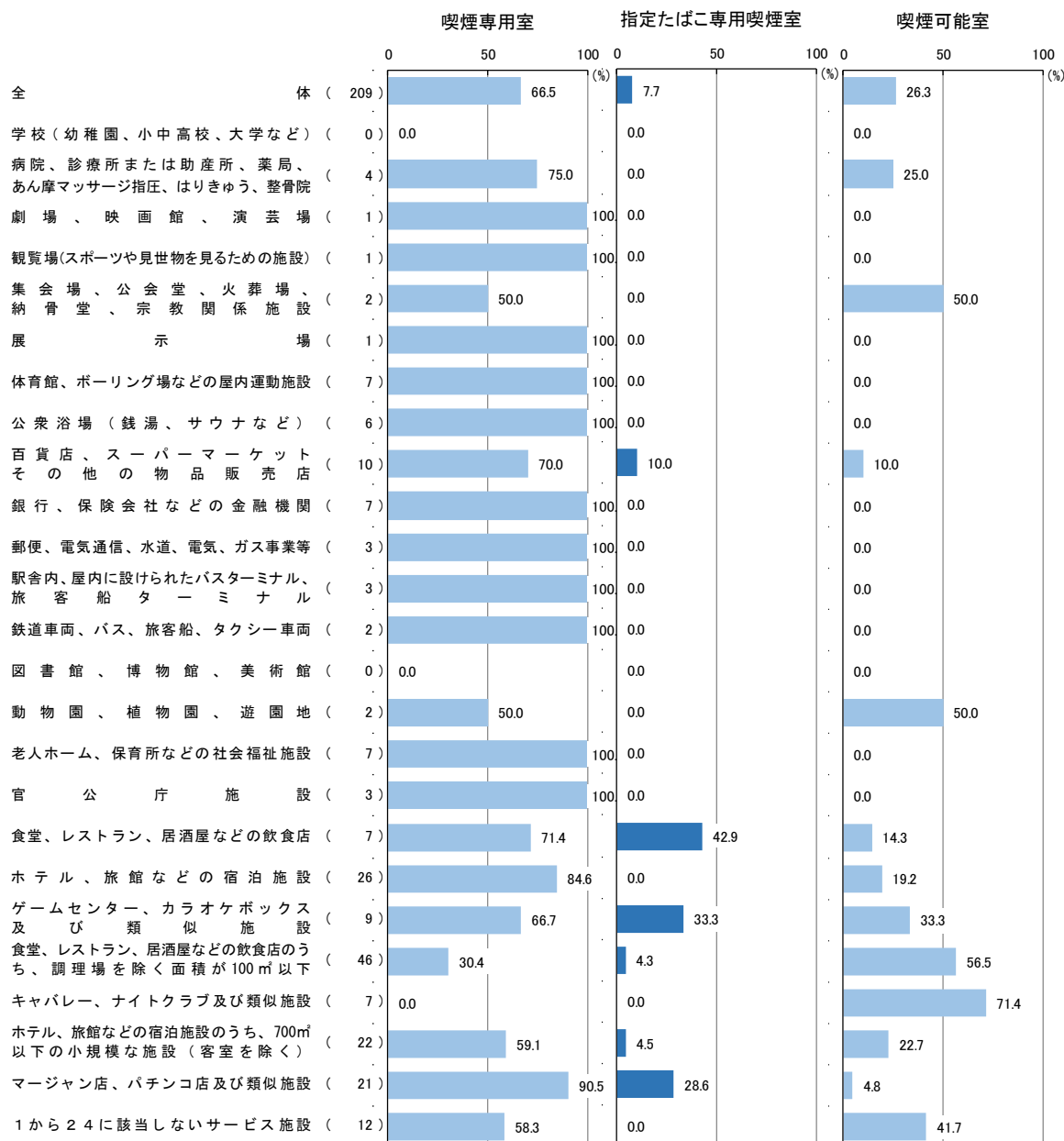
問8 貴施設で設置している屋内喫煙室の種類について、次の中からあてはまるものを選んでください。(〇はいくつでも)

- ・設置している屋内喫煙室の種類について、あてはまるもの尋ねたところ、「喫煙専用室」(66.5%)が6割半ばで最も高く、次いで「喫煙可能室」(26.3%)、「指定たばこ専用喫煙室」(7.7%)となっている。

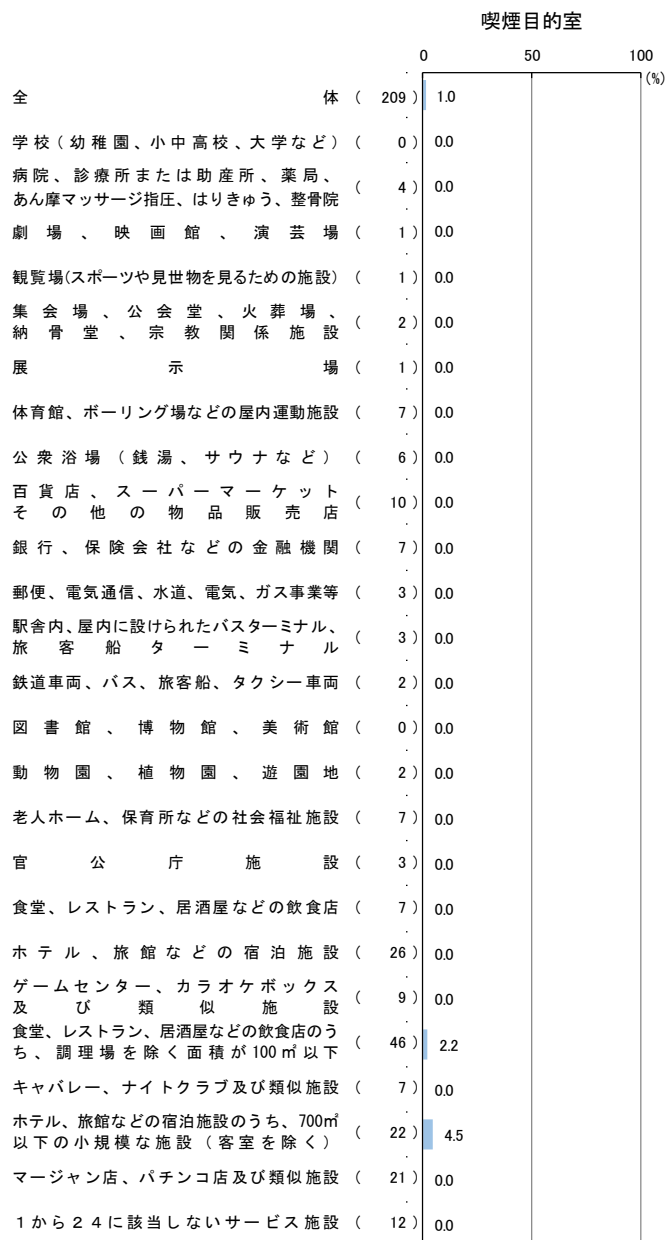
図表4-8-1 設置している屋内禁煙室の種類【全体】



図表4-8-2 設置している屋内禁煙室の種類【業種別】



図表4-8-3 設置している屋内禁煙室の種類【業種別】



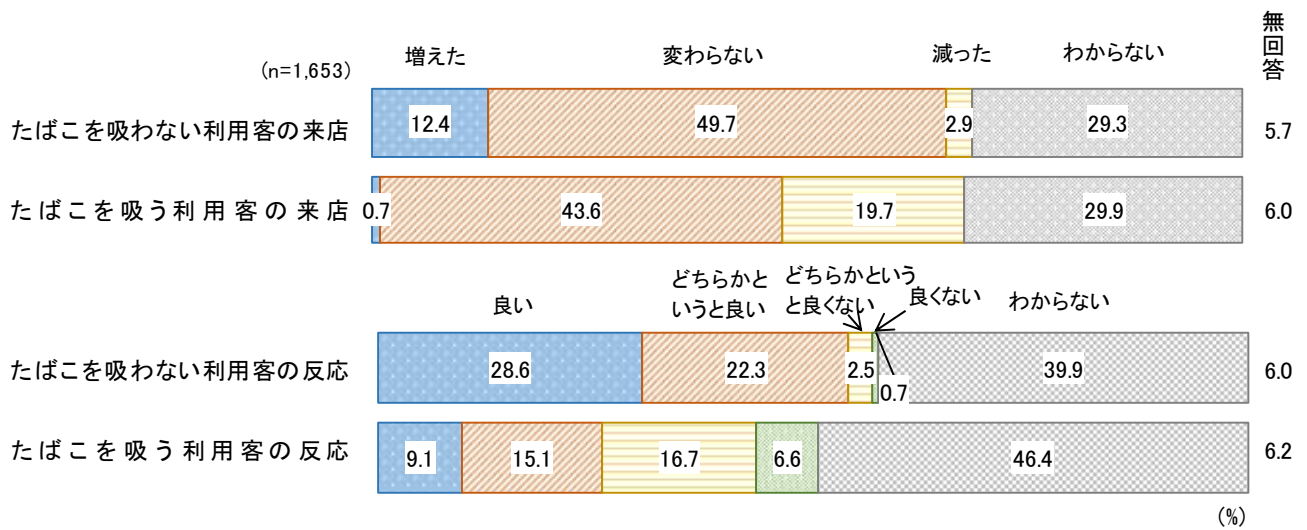
(5) 受動喫煙防止対策に対する利用客の利用状況や反応

(問5で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選択した方に)

問9 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について、どのように感じていますか。次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ)

- ・受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について、どのように感じているか尋ねたところ、「たばこを吸わない利用客の来店」は「変わらない」(49.7%)、「たばこを吸う利用客の来店」は「変わらない」(43.6%)、「たばこを吸わない利用客の反応」は「わからない」(39.9%)、「たばこを吸う利用客の反応」は「わからない」(46.4%)がそれぞれ最も高くなっている。

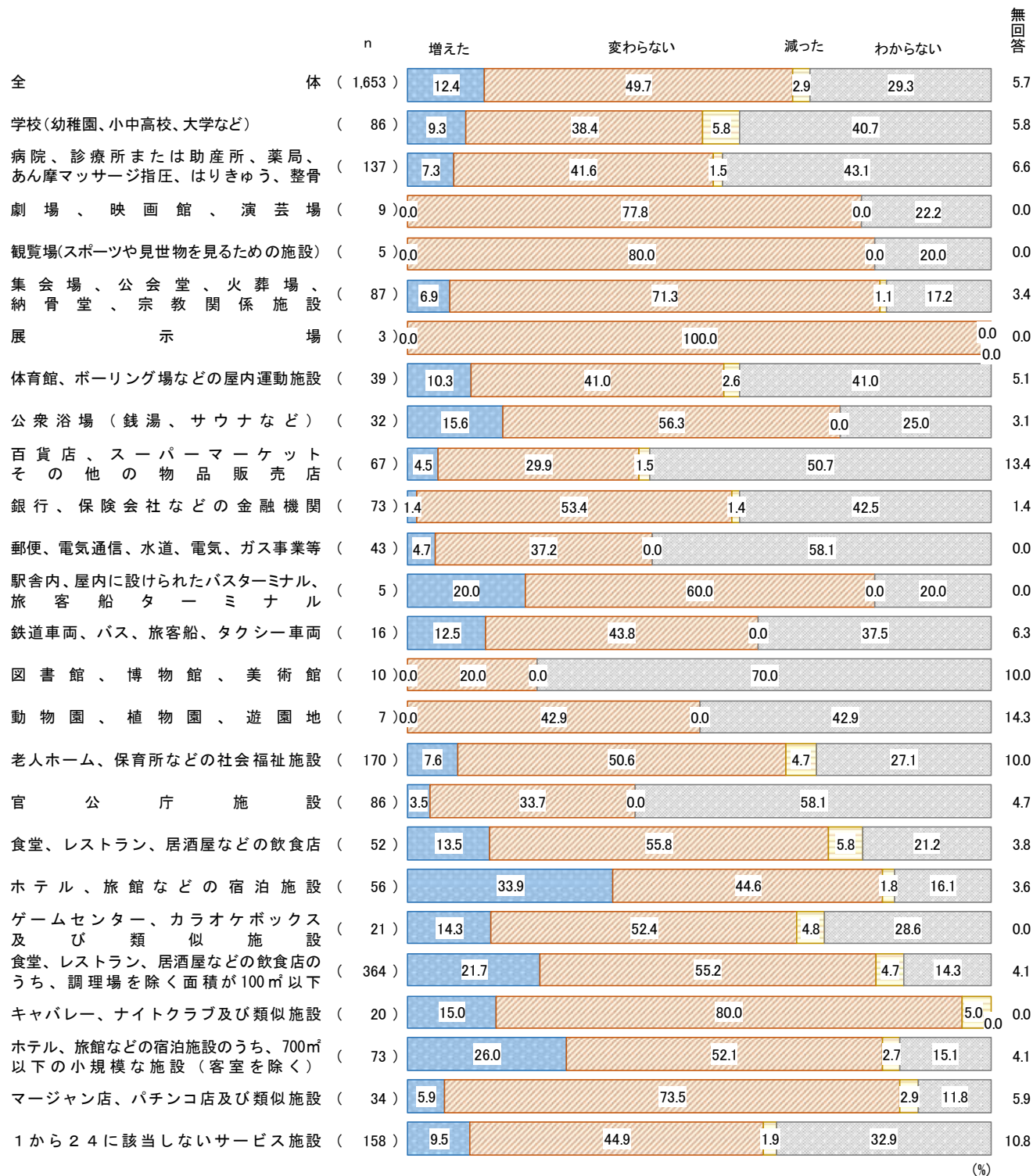
図表4-9-1 受動喫煙防止対策に対する利用客の利用状況や反応【全体】



(ア) たばこを吸わない利用客の来店

・業種別にみると、「増えた」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（33.9%）が3割を超えて最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（26.0%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下”（21.7%）となっている。

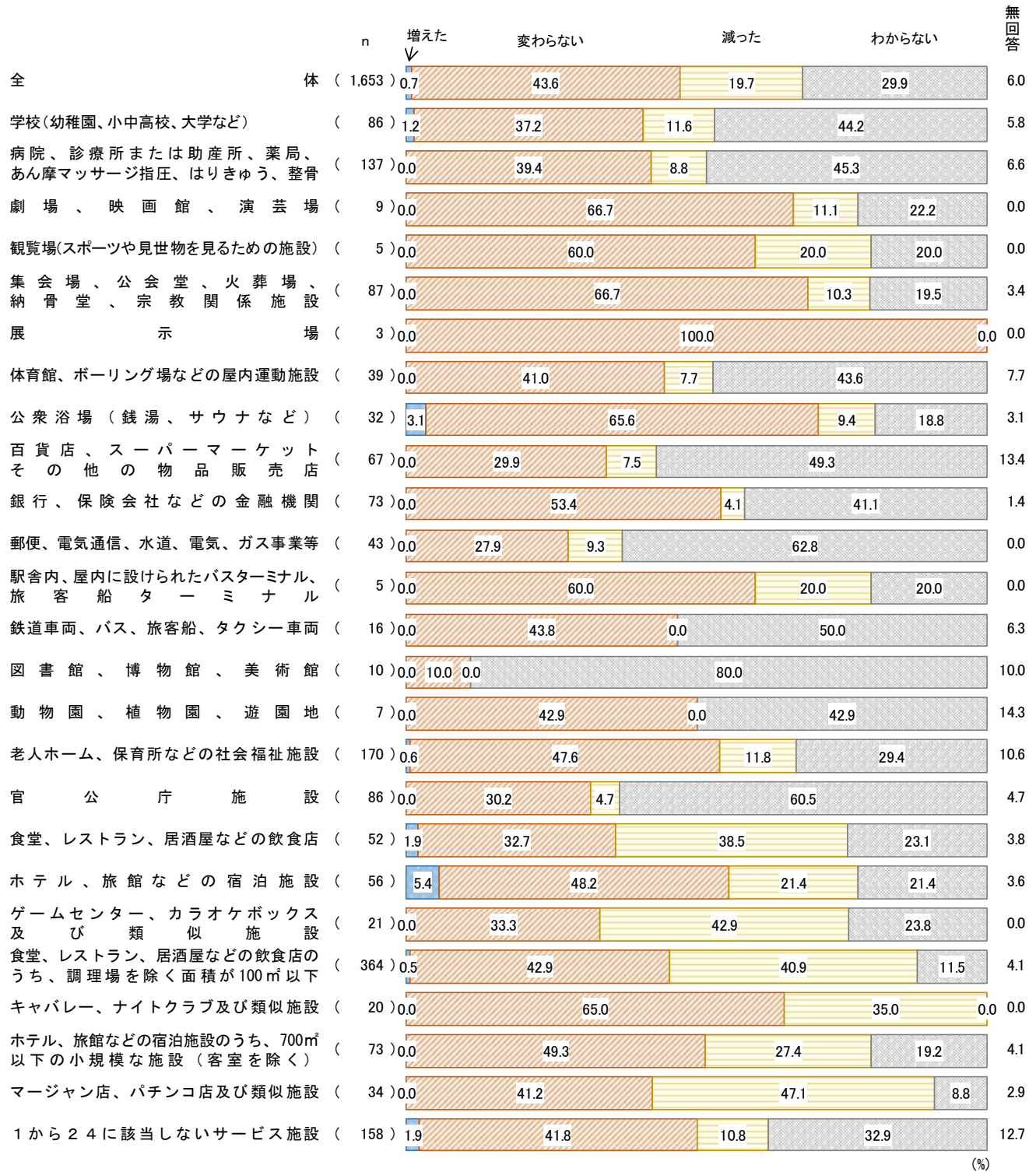
図表4-9-2 受動喫煙防止対策に対する利用客の利用状況や反応【業種別】



(イ) たばこを吸う利用客の来店

・業種別にみると、「減った」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下”（40.9%）が4割を超えて最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（38.5%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（27.4%）となっている。

図表4-9-3 受動喫煙防止対策に対する利用客の利用状況や反応【業種別】

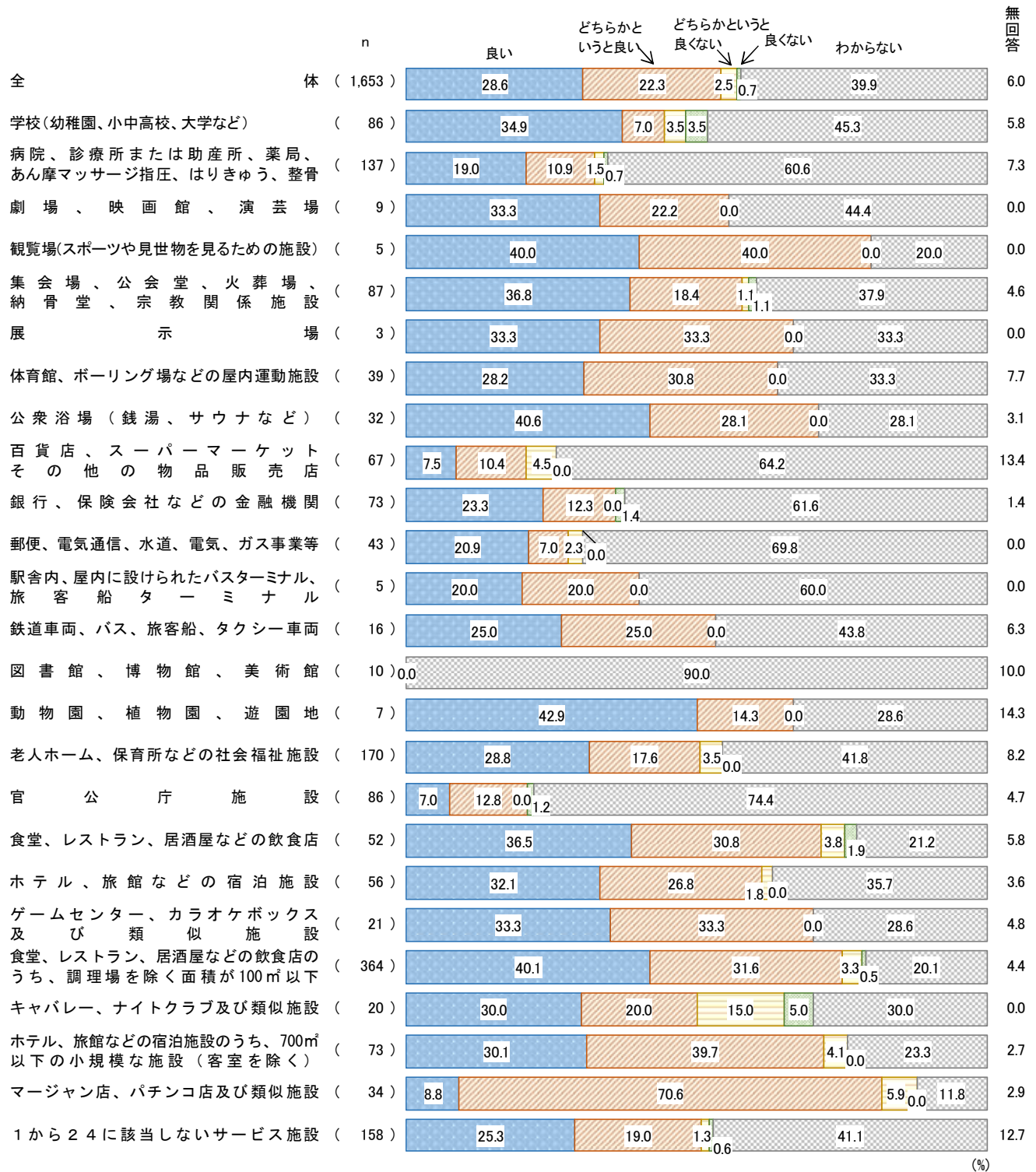




(ウ) たばこを吸わない利用客の反応

・業種別にみると、「良い」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下”（40.1%）が4割を超えて最も高く、次いで“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”（36.8%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（36.5%）となっている。

図表4-9-4 受動喫煙防止対策に対する利用客の利用状況や反応【業種別】

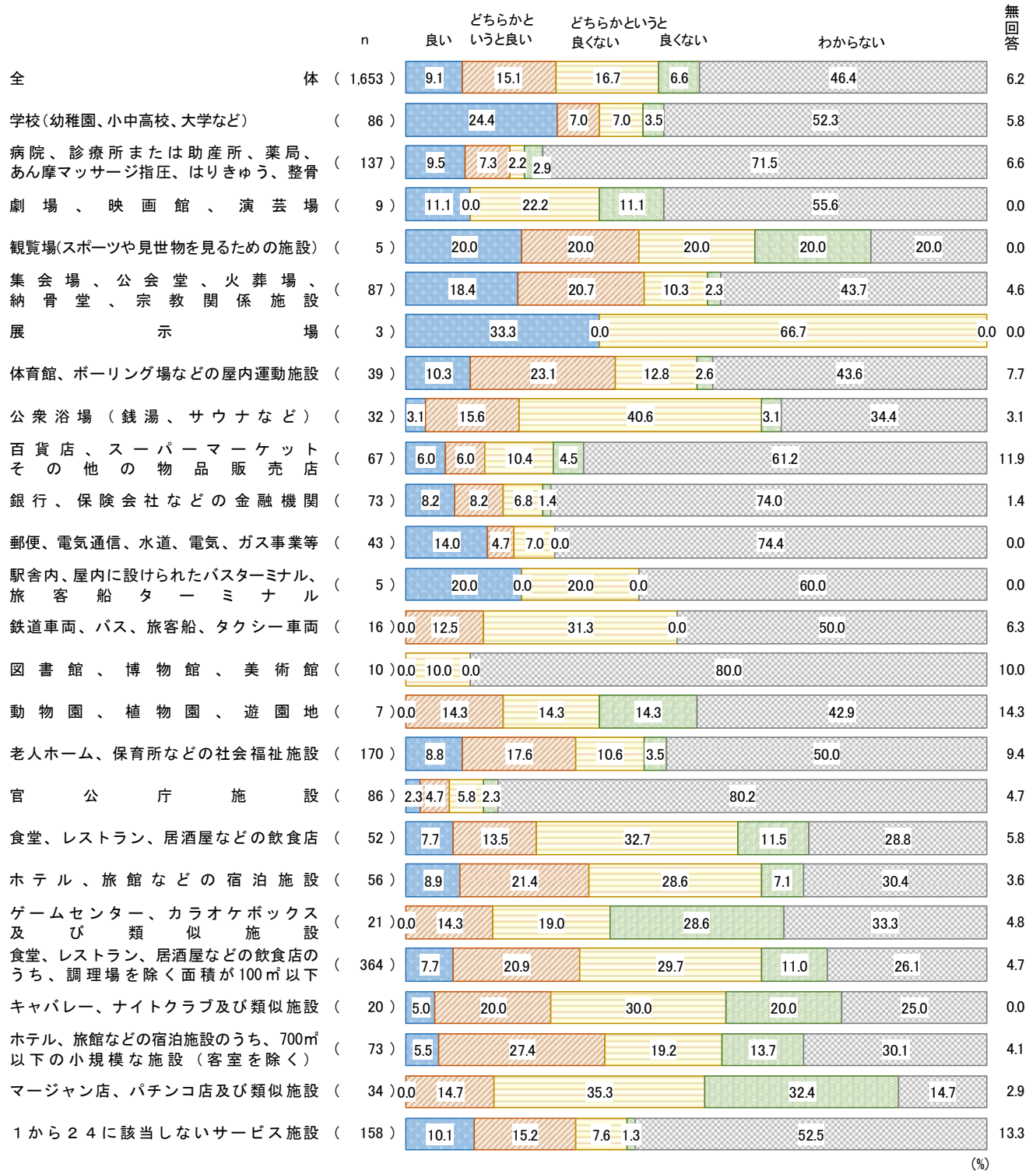


(%)

(エ) たばこを吸う利用客の反応

- ・業種別にみると、「良い」は“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（24.4%）が最も高く、次いで“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”（18.4%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設”（21.4%）、“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（9.5%）となっている。

図表4-9-5 受動喫煙防止対策に対する利用客の利用状況や反応【業種別】



(%)

### 3 受動喫煙防止対策についての考えや県に期待すること

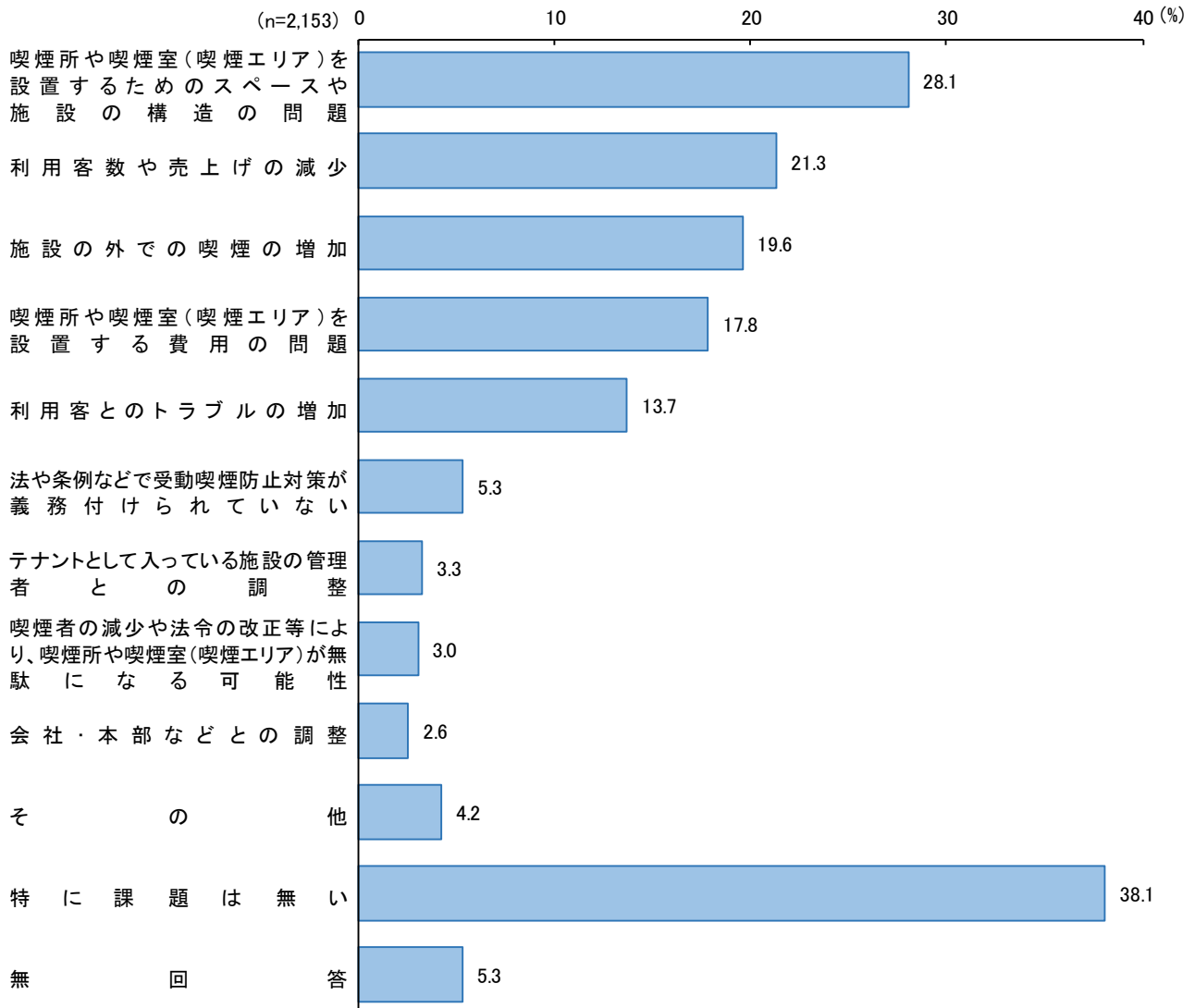
#### (1) 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題

問10 貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。

次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

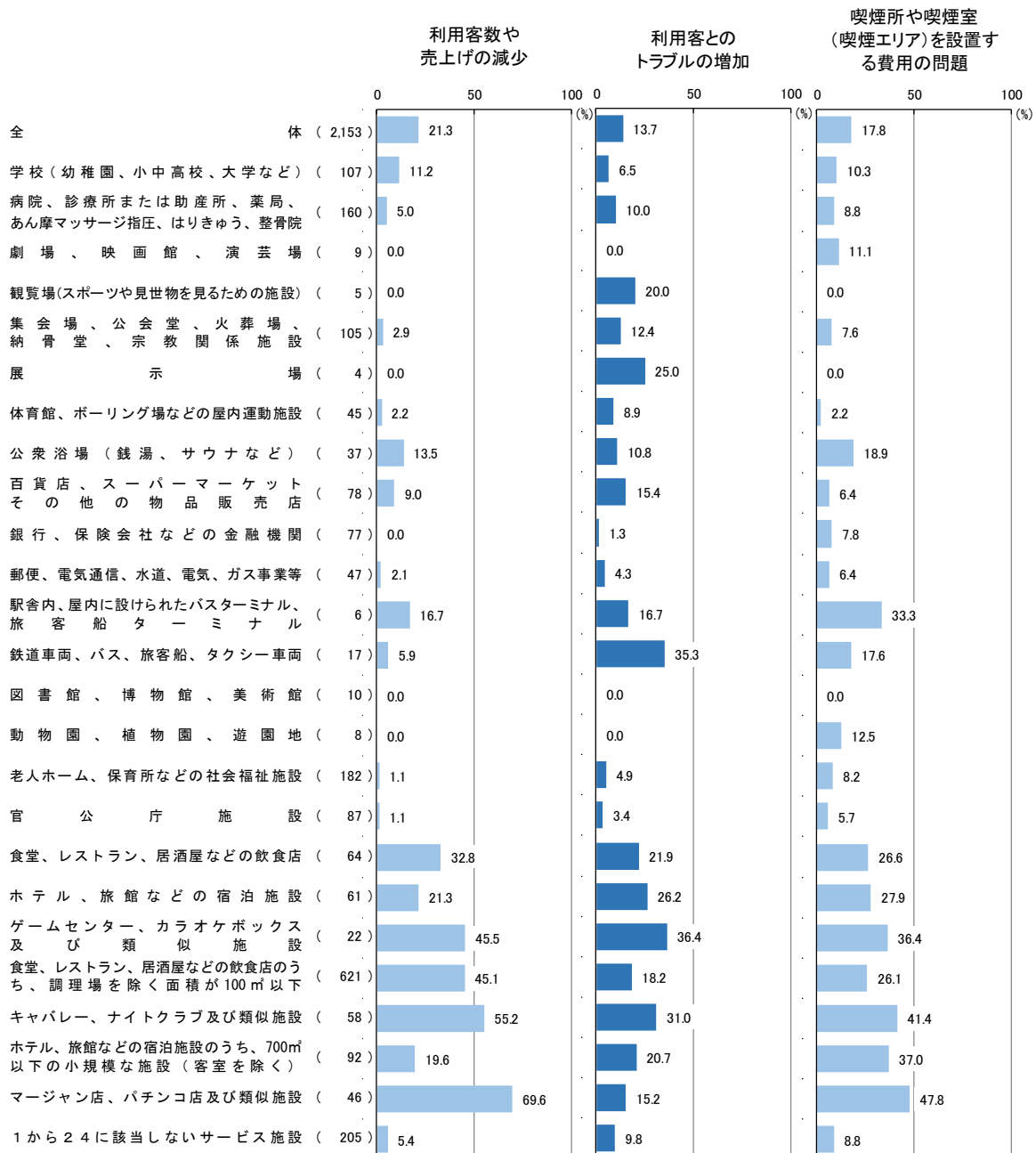
- ・各施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について尋ねたところ、「喫煙所や喫煙室（喫煙エリア）を設置するためのスペースや施設の構造の問題」（28.1%）が最も高く、次いで「利用客数や売上げの減少」（21.3%）、「施設の外での喫煙の増加」（19.6%）となっている。

図表4-10-1 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題【全体】



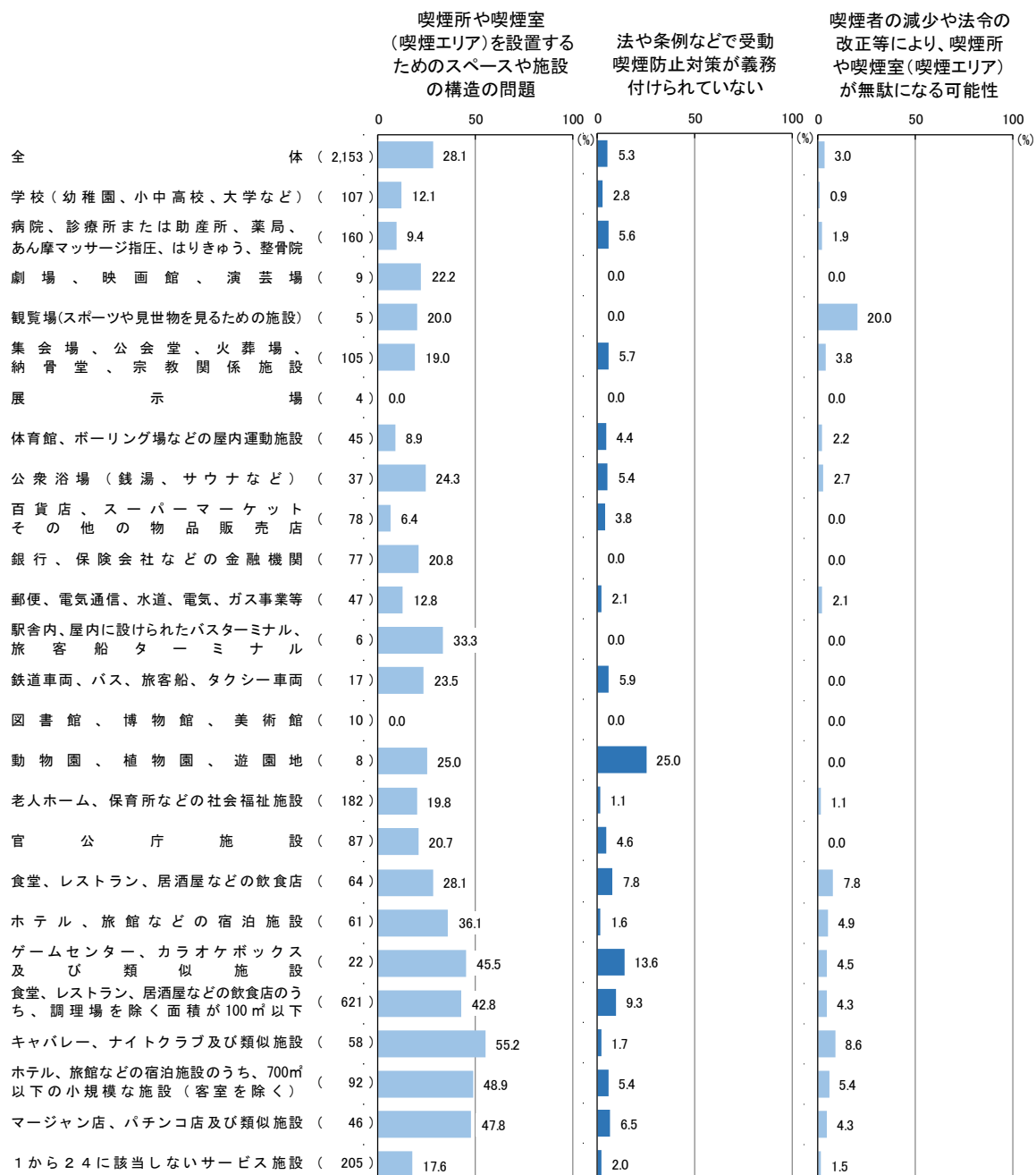
- ・「利用客数や売上げの減少」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（55.2%）が5割半ばと最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（45.1%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（32.8%）となっている。
- ・「利用客とのトラブルの増加」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（31.0%）が3割を超えて最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（26.2%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（21.9%）となっている。
- ・「喫煙所や喫煙室（喫煙エリア）を設置する費用の問題」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（41.4%）が4割を超えて最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（37.0%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設”（27.9%）となっている。

図表4-10-2 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題【業種別】



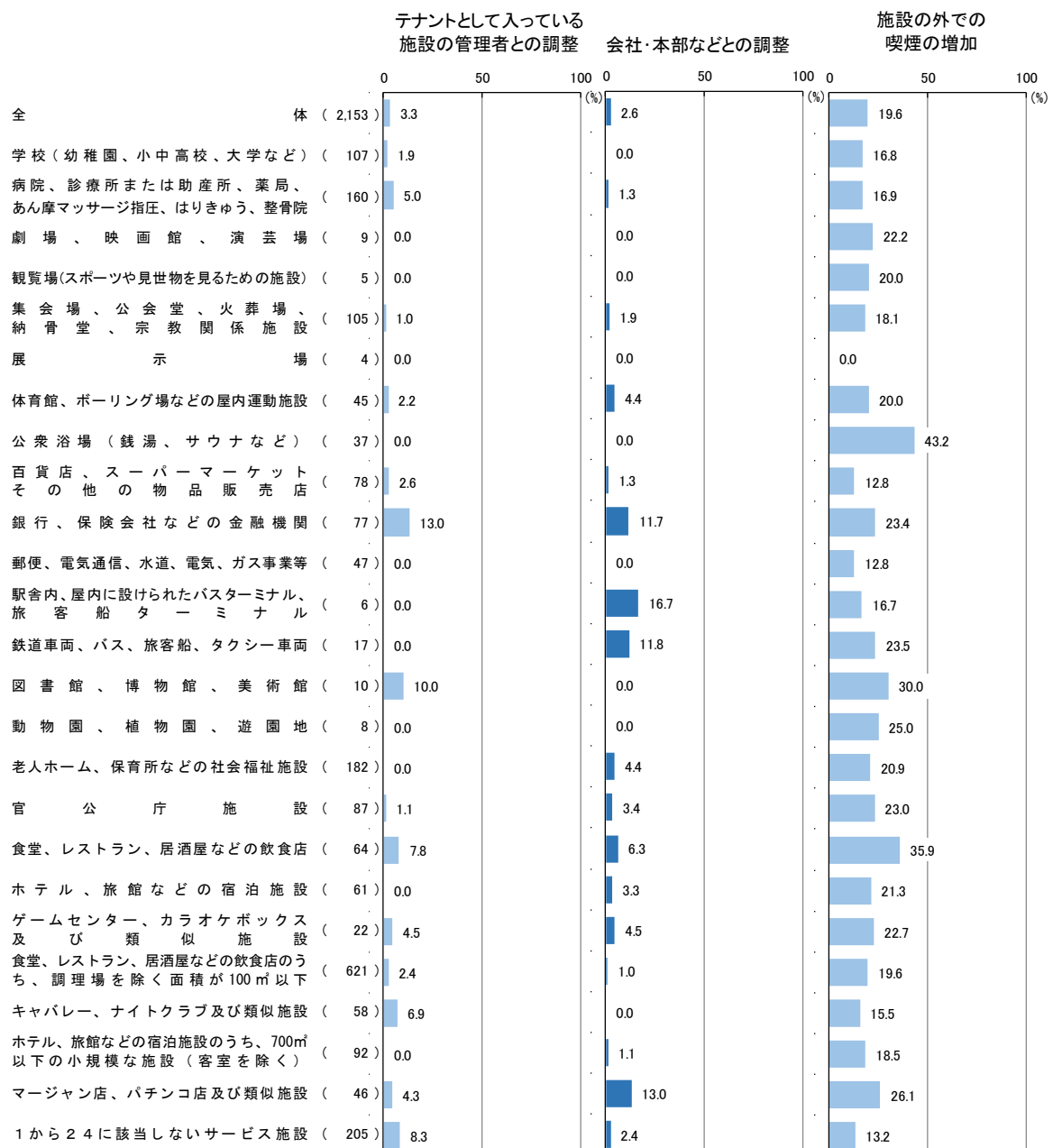
- ・「喫煙所や喫煙室（喫煙エリア）を設置するためのスペースや施設の構造の問題」は“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（55.2%）が5割半ばと最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（48.9%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（42.8%）となっている。
- ・「法や条例などで受動喫煙防止対策が義務付けられていない」は“集食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（9.3%）が最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（7.8%）、“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”（5.7%）となっている。
- ・「喫煙者の減少や法令の改正等により、喫煙所や喫煙室（喫煙エリア）が無駄になる可能性」は“集キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（8.6%）が最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（7.8%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（5.4%）となっている。

図表4-10-3 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題【業種別】



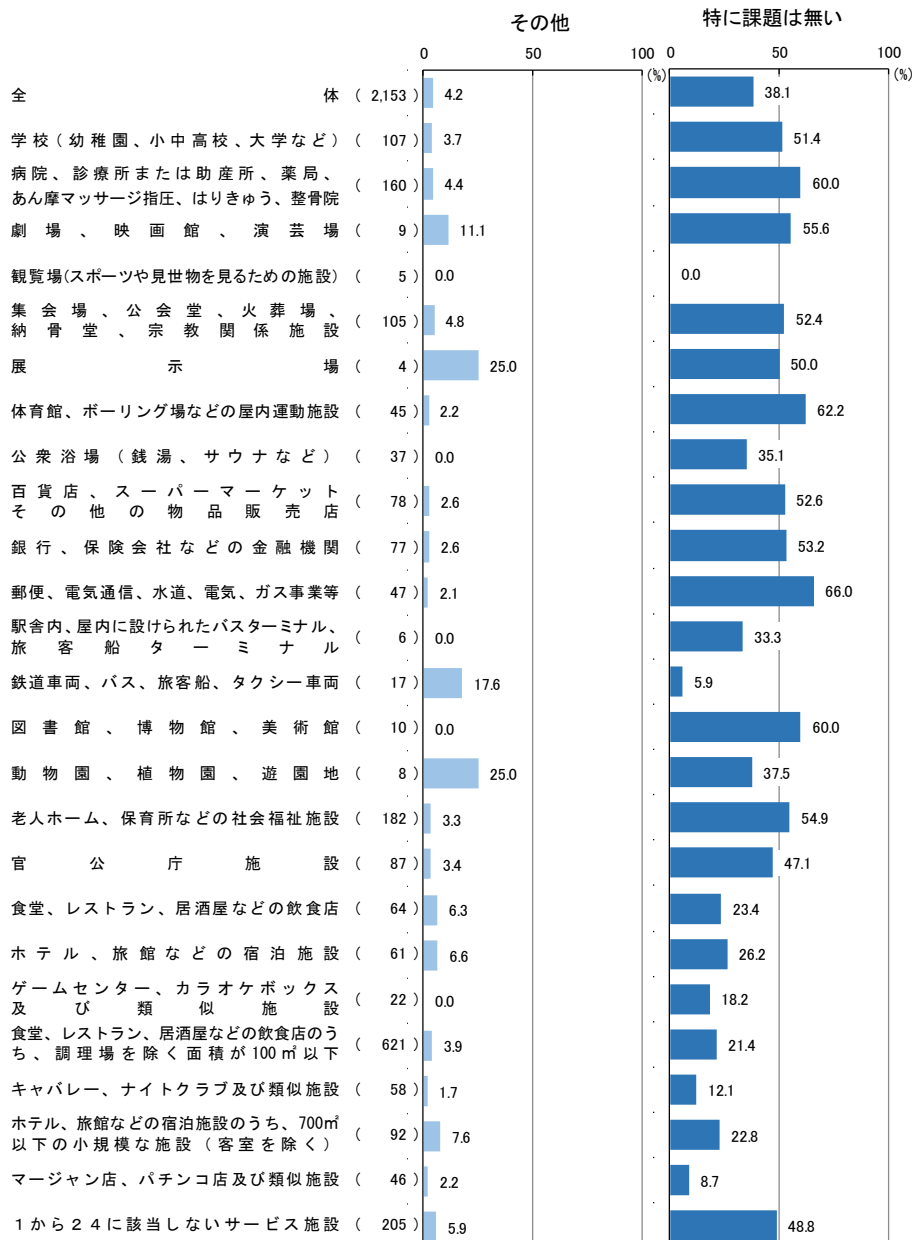
- ・「テナントとして入っている施設の管理者との調整」は“銀行、保険会社などの金融機関”（13.0%）が最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（7.8%）、“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（6.9%）となっている。
- ・「会社・本部などとの調整」は“銀行、保険会社などの金融機関”（11.7%）が最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（6.3%）、“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（4.4%）となっている。
- ・「施設の外での喫煙の増」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（35.9%）が3割半ばと最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（23.4%）、“官公庁施設”（23.0%）となっている。

図表4-10-4 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題【業種別】



- ・「その他」は“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（7.6%）が最も高く、次いで“ホテル、旅館などの宿泊施設”（4.4%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（6.3%）となっている。
- ・「特に課題は無い」は“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（66.0%）が6割半ばと最も高く、次いで“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（54.9%）、“銀行、保険会社などの金融機関”（53.2%）となっている。

図表 4-10-5 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題【業種別】

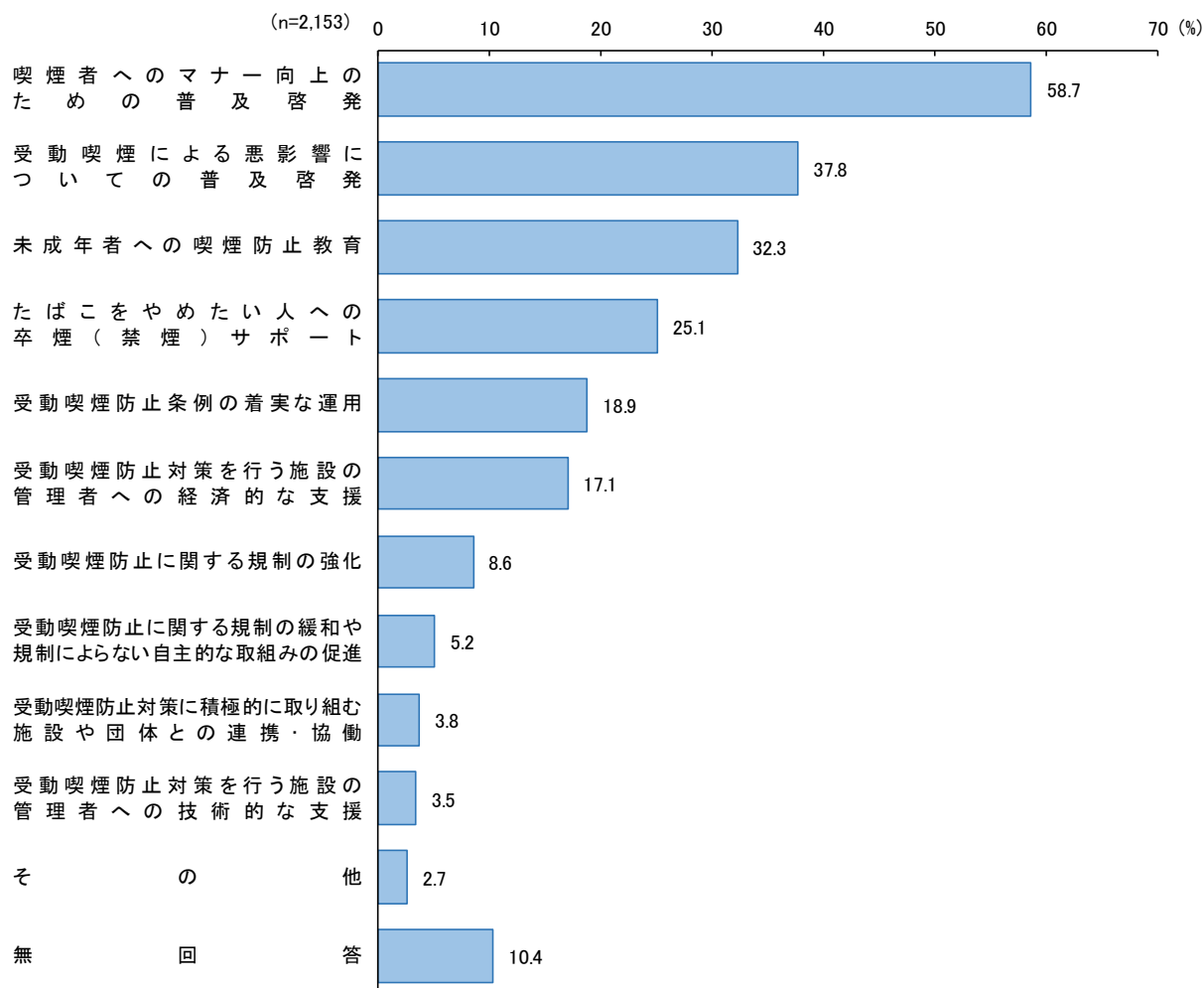


(2) 受動喫煙防止対策について県に期待すること

問 11 今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。  
次の中から3つまで選んでください。(〇は3つまで)

- ・今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しているか尋ねたところ、「喫煙者へのマナー向上のための普及啓発」(58.7%)が6割近くと最も高く、次いで「受動喫煙による悪影響についての普及啓発」(37.8%)、「未成年者への喫煙防止教育」(32.3%)となっている。

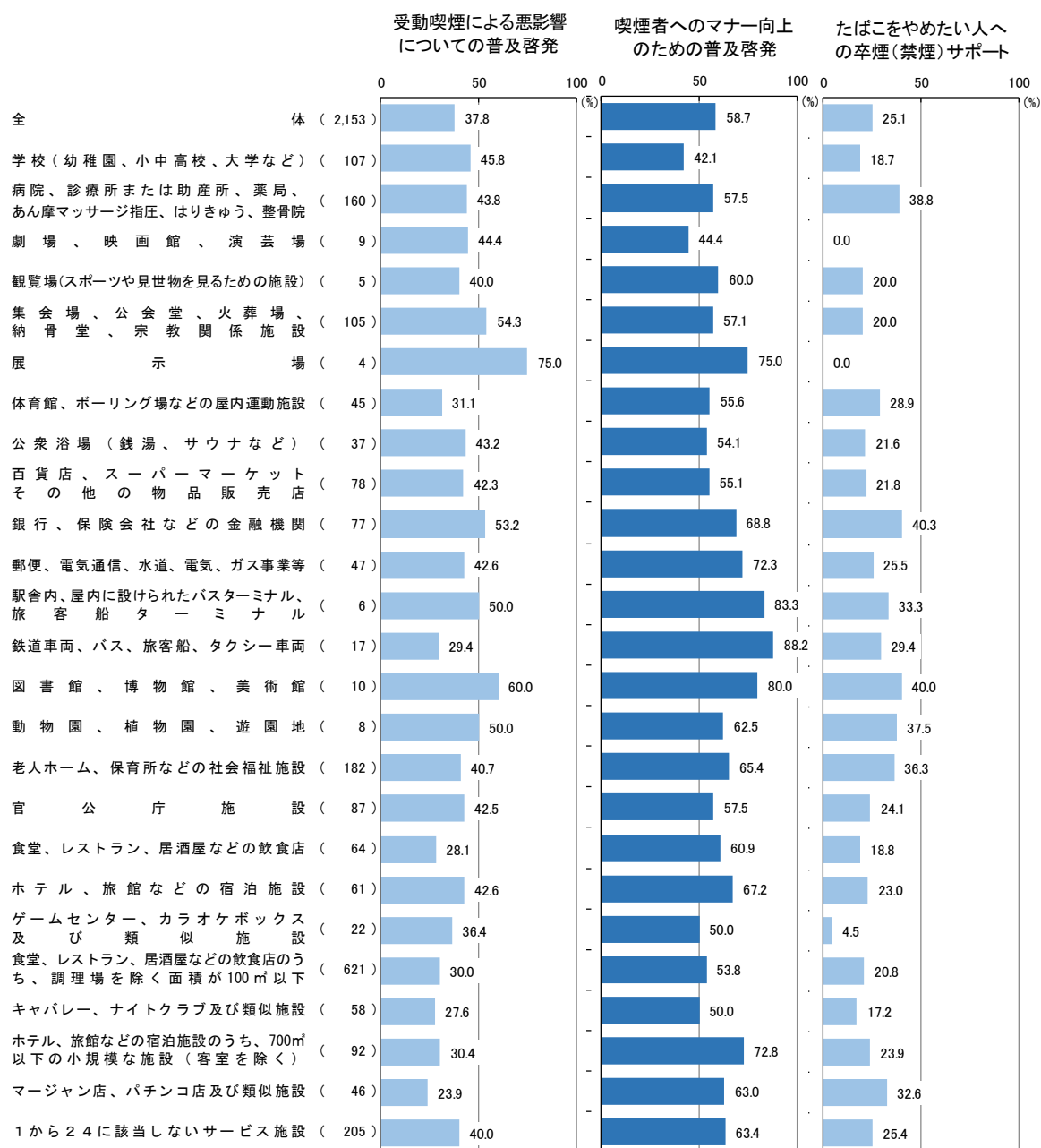
図表 4-11-1 受動喫煙防止対策について県に期待すること【全体】





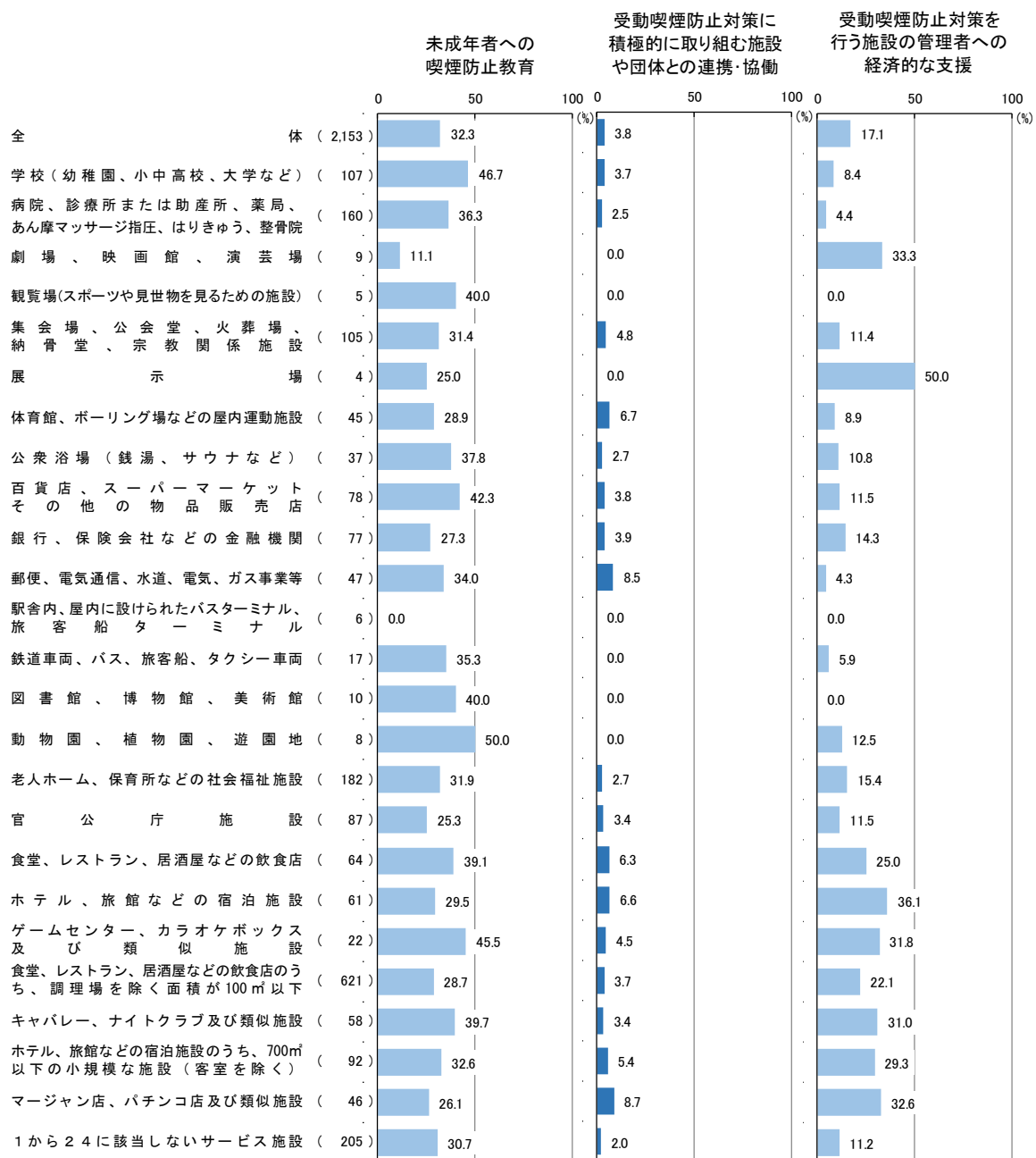
- ・「受動喫煙による悪影響についての普及啓発」は“集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設”（54.3%）が5割半ばと最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（53.2%）、“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（45.8%）となっている。
- ・「喫煙者へのマナー向上のための普及啓発」は“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（72.8%）が7割を超えて最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（68.8%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設”（67.2%）となっている。
- ・「たばこをやめたい人への卒煙（禁煙）サポート」は“銀行、保険会社などの金融機関”（40.3%）が4割を超えて最も高く、次いで“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（38.8%）、“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（36.3%）となっている。

図表4-11-2 受動喫煙防止対策について県に期待すること【業種別】



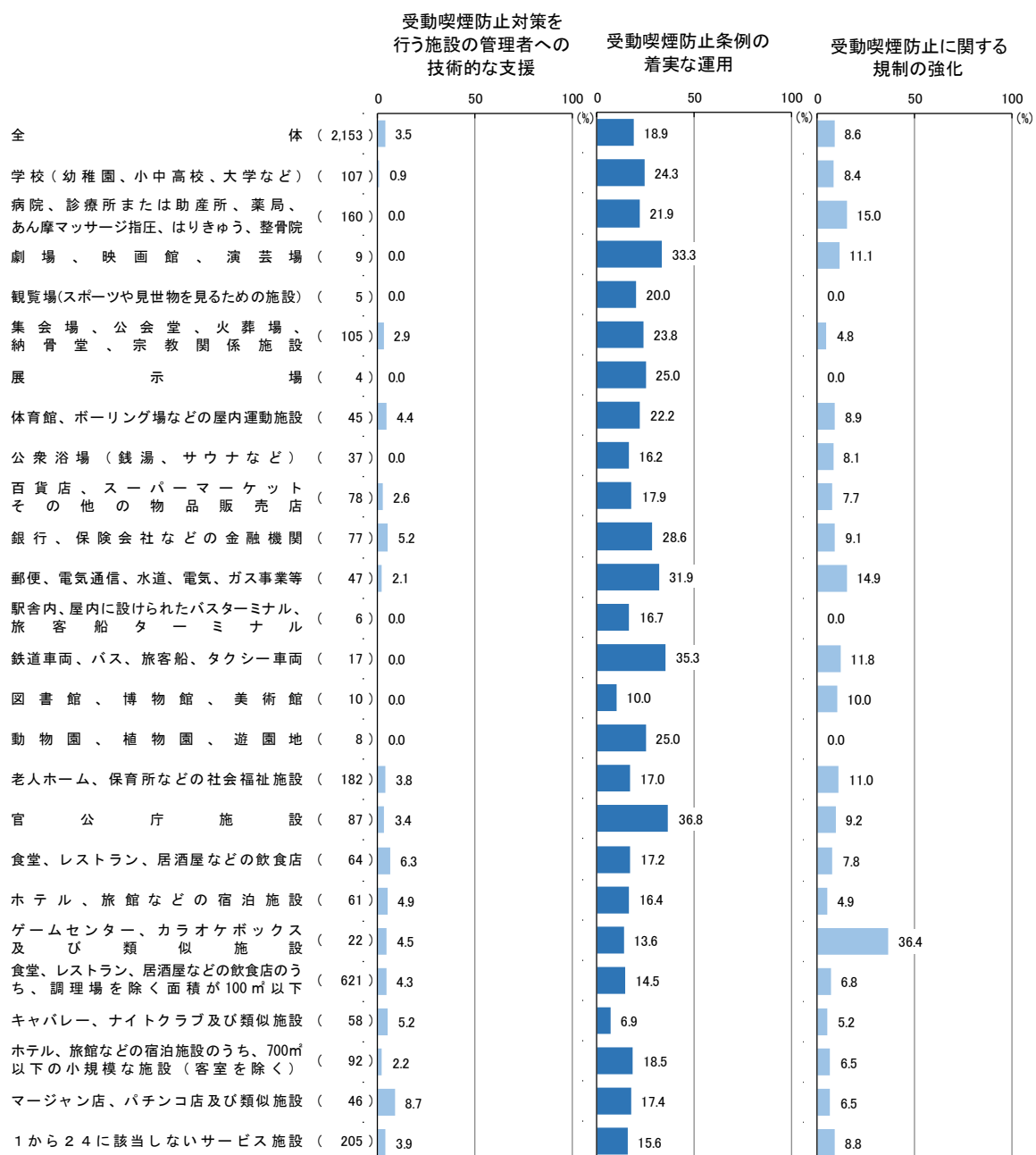
- ・「未成年者への喫煙防止教育」は“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（46.7%）が4割半ばと最も高く、次いで“百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店”（42.3%）、“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（39.7%）となっている。
- ・「受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設や団体との連携・協働」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（6.6%）が最も高く、次いで“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（6.3%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（5.4%）となっている。
- ・「受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的な支援」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（36.1%）が3割半ばと最も高く、次いで“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（31.0%）、“ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く）”（29.3%）となっている。

図表4-11-3 受動喫煙防止対策について県に期待すること【業種別】



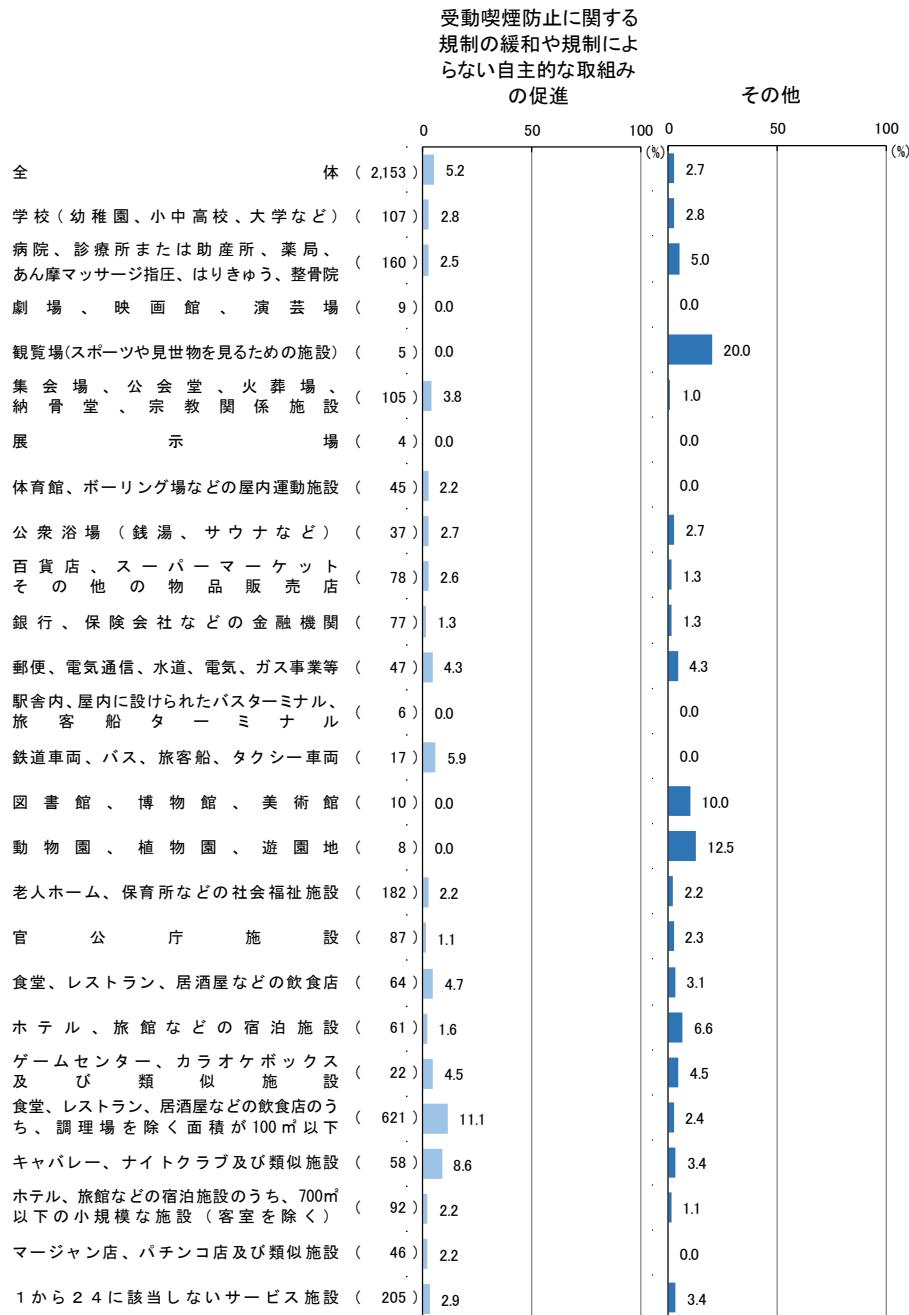
- ・「受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への技術的な支援」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（6.3%）が最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（5.2%）、“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（5.2%）となっている。
- ・「受動喫煙防止条例の着実な運用」は“官公庁施設”（36.8%）が3割半ばと最も高く、次いで“銀行、保険会社などの金融機関”（28.6%）、“学校（幼稚園、小中高校、大学など）”（24.3%）となっている。
- ・「受動喫煙防止に関する規制の強化」は“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（15.0%）が最も高く、次いで“老人ホーム、保育所などの社会福祉施設”（11.0%）、“官公庁施設”（9.2%）となっている。

図表4-11-4 受動喫煙防止対策について県に期待すること【業種別】



- ・「受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」は“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設”（11.1%）が最も高く、次いで“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（8.6%）、“食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店”（4.7%）となっている。
- ・「その他」は“ホテル、旅館などの宿泊施設”（6.6%）が最も高く、次いで“病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院”（5.0%）、“キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設”（3.4%）となっている。

図表4-11-5 受動喫煙防止対策について県に期待すること【業種別】



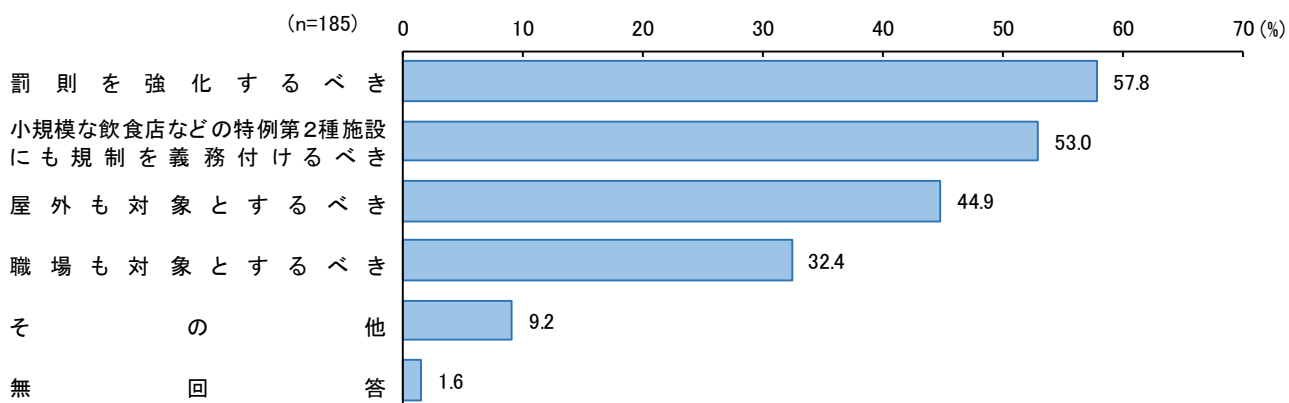
### (3) 受動喫煙防止に関する規制について強化すべきこと

(問 11 で「9 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選択した方に)

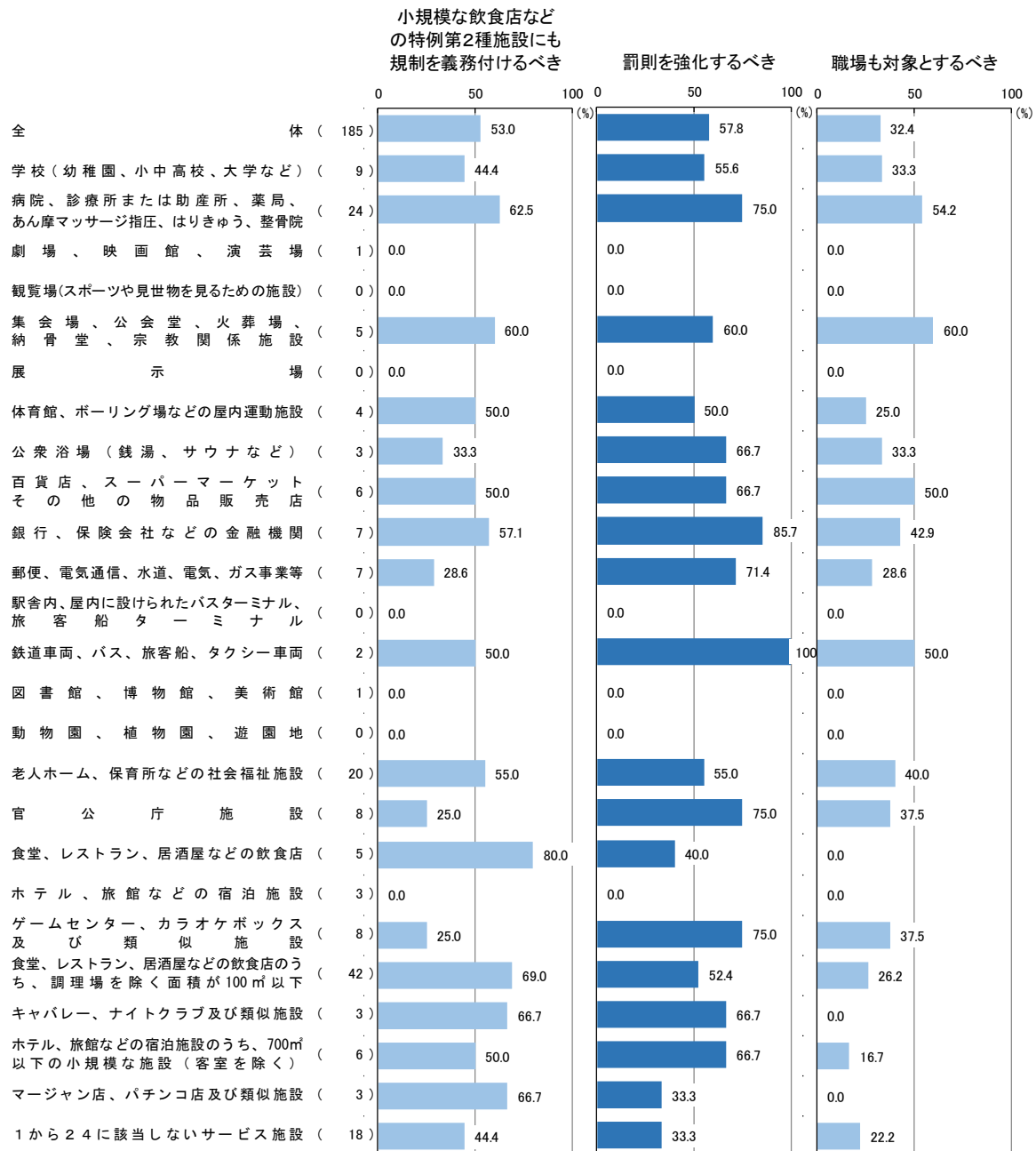
問 12 あなたは受動喫煙防止に関する規制について、どのように強化すべきだと思いますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

- ・受動喫煙防止に関する規制について、どのように強化すべきか尋ねたところ、「罰則を強化すべき」(57.8%)が5割半ばと最も高く、次いで「小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき」(53.0%)、「屋外も対象とするべき」(44.9%)となっている。

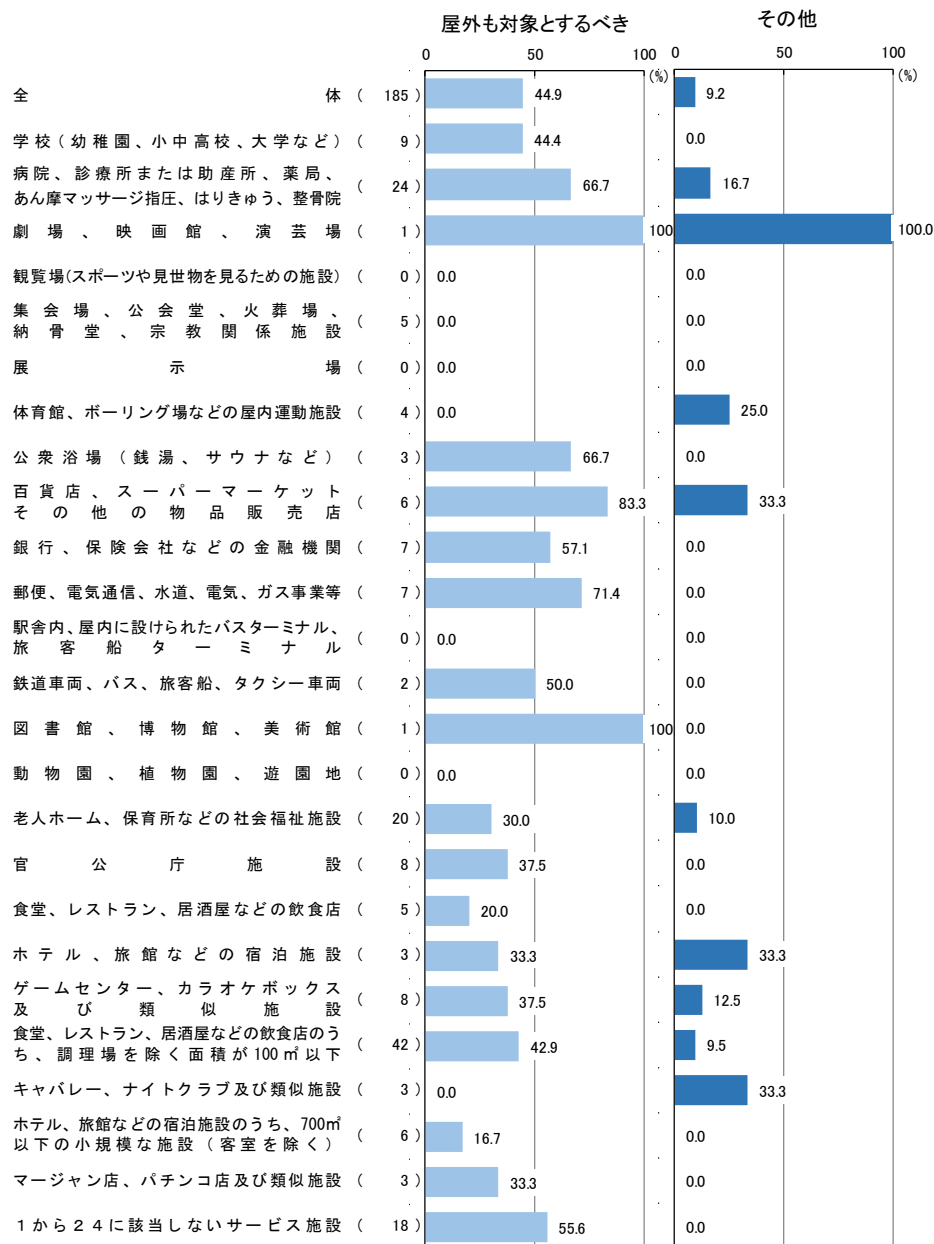
図表 4-12-1 受動喫煙防止に関する規制について強化すべきこと【全体】



図表 4-12-2 受動喫煙防止に関する規制について強化すべきこと【業種別】



図表 4-12-3 受動喫煙防止に関する規制について強化すべきこと【業種別】

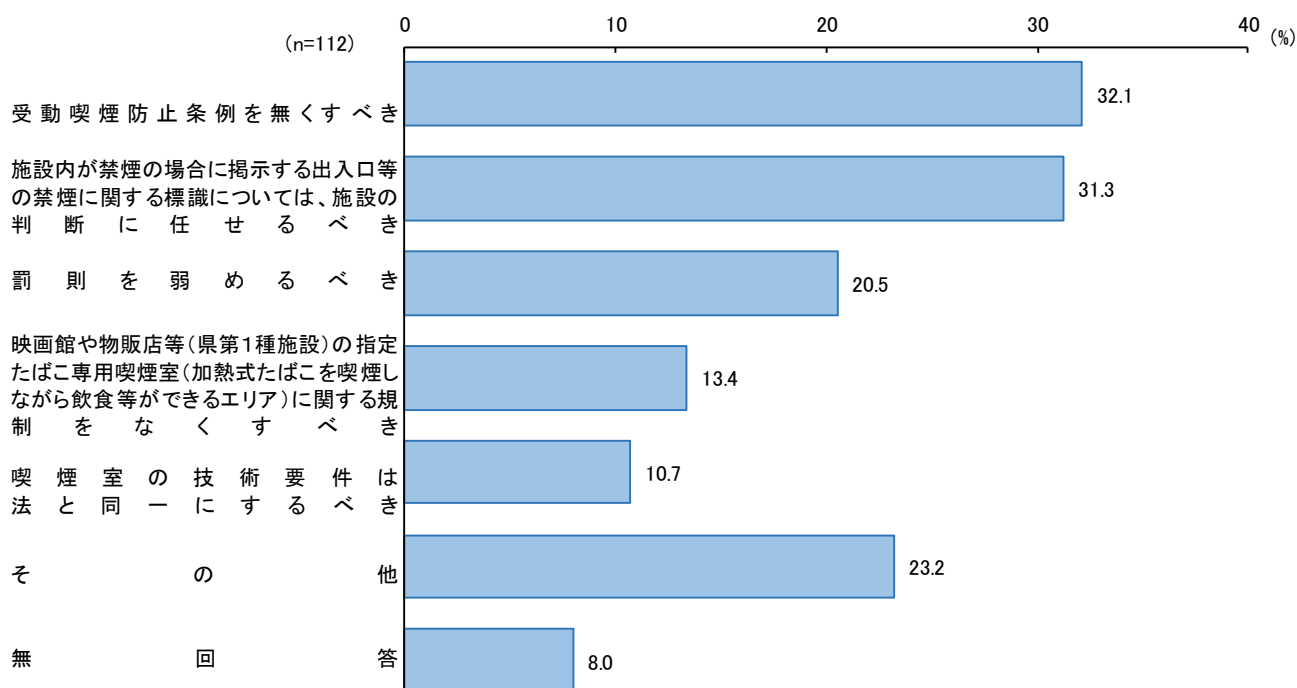


(4) 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと

(問11で「10 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」を選択した方に)  
 問13 受動喫煙防止に関する規制について、どのように強化すべきだと思いますか。  
 あてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

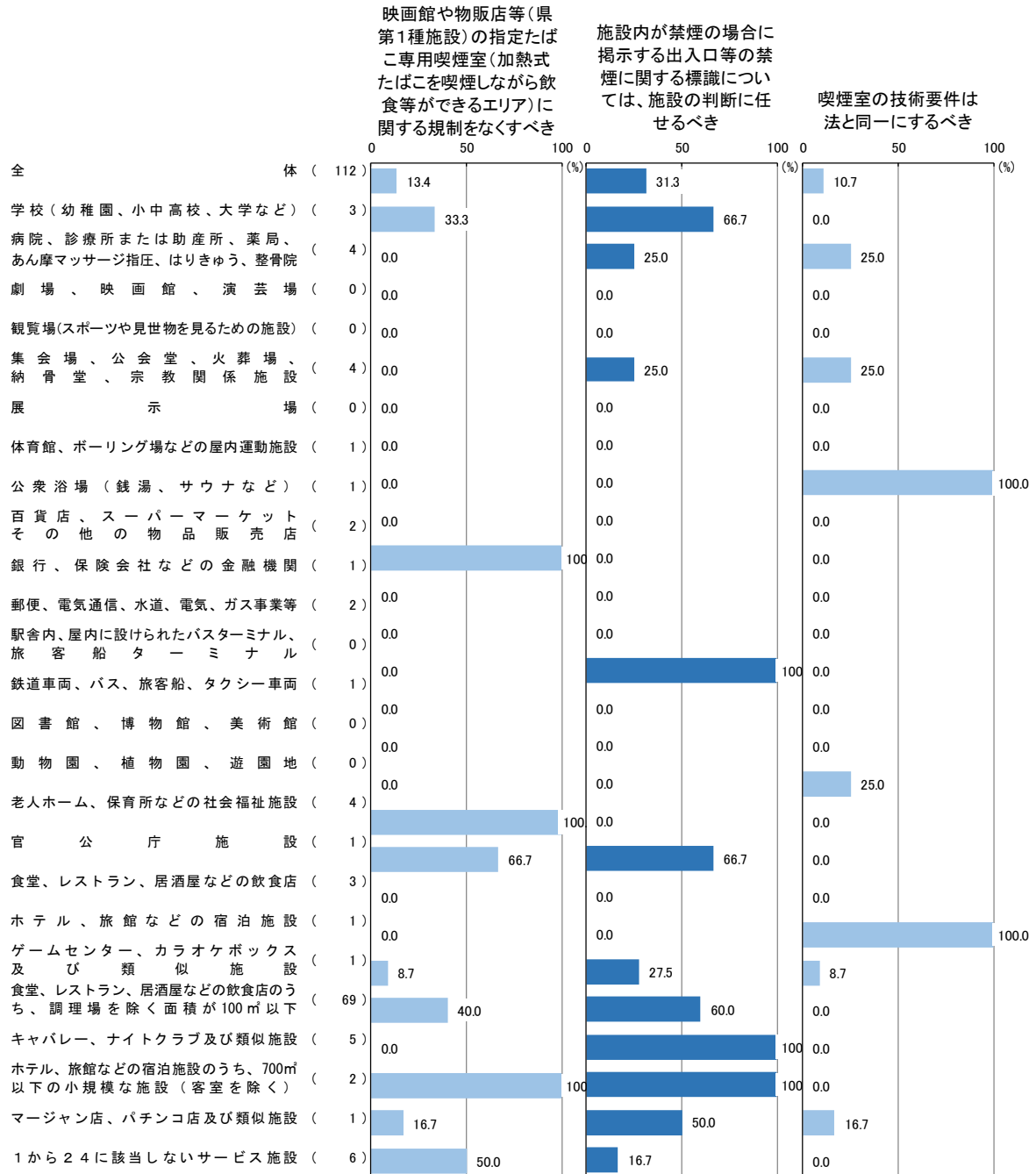
- ・受動喫煙防止に関する規制について、どのように強化すべきか尋ねたところ、「受動喫煙防止条例を無くすべき」(32.1%)が3割を超えて最も高く、次いで「施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき」(31.3%)、「罰則を弱めるべき」(20.5%)となっている。

図表4-13-1 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと【全体】

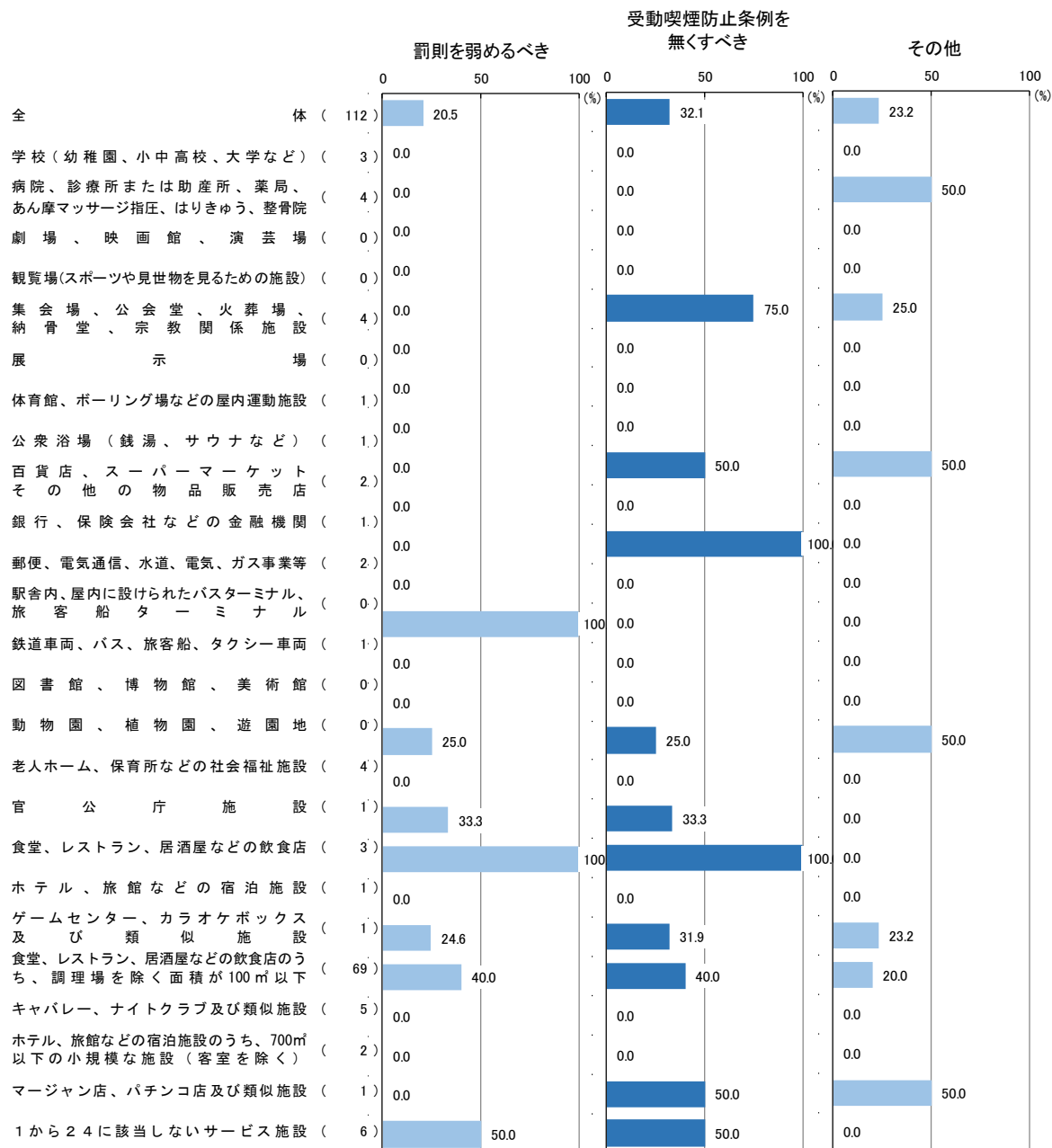




図表 4-13-2 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと【業種別】



図表 4-13-3 受動喫煙防止に関する規制について緩和すべきこと【業種別】



## 5 受動喫煙防止対策についての自由意見

【受動喫煙防止対策について】102件

- ・他の同種の施設でどのような取り組みがされているか実践例が知りたい。受動喫煙を減らすことは、業種や立場にかかわらず行うべき取り組みだと思います。啓発や自主的取組みの促進ではなく、行政だからこそできる制度的な取り組みに力を入れて欲しいと思います。アンケートは紙よりもオンラインが望ましいです。(集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設)
- ・屋内禁煙としてから、タバコのヤニによって生じていた汚れがなくなり、施設運営がとても楽になりました。しかし、一方で加熱式タバコなら良いという誤った認識の方もいます。加熱式タバコは、確かにニオイなど減少しているかと思いますが、非喫煙者には、違いの認識がありません。したがって、加熱式タバコも同様に規制していただきたいです。(ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設)
- ・受動喫煙防止については喫煙者に対する差別に近いものを感じます。強引に進めるのであれば国・県・市が設備について適切に投資すべきだと。※当方非喫煙者です。そもそも喫煙と病の正式な因果関係を証明したものはあるのか疑問です。(その他)
- ・例えばランチタイムは禁煙、その他時間はOKとかその地域、その店の客層、その他に応じて決めさせて欲しい。空港や駅の喫煙室に子連れで入ってる人も多いですよ。イベント等、地域貢献時にトイレも貸せない法律なんて変です。100人入る居酒屋と町の小さな1人でやってる飲み屋と一律は変です。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設)
- ・たったひとりの嫌煙客に合わせて中小の店に禁煙を求めるのは理不尽です。ただでさえ飲食店はコロナで苦しんでいるとお聞きます。喫煙したい人と受動喫煙がおきても構わないと考えている人だけが集える店は認めてあげていただきたいです。私は喫煙しませんが、そのために喫煙可の店を許さないというようなことはしたくありません。(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)
- ・本来なら各施設の独自の判断に委ねられるべきことを法律や条例で規制すべきではない。各施設の利用者は様々にもかかわらず、そのような事情を考慮せずに一律に規制することには違和感を感じる。(集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設)
- ・一般人では注意するのも怖い。取り締まる人(許可のある人)がもっと増え、監視しなくては。例としては交通違反の取り締まり目的のパトカーなど。「喫煙取締」のベスト着用など。取締→言葉が強い方が望ましい。(老人ホーム、保育所などの社会福祉施設)
- ・国民の健康を考えて、受動喫煙防止等の規制を設けたり、改装を要求したりするくらいなら、最初から薬事法等の変更で、全て禁止にした方が良い。煙草関連で業をなさっている方には、保助金を出せば良い。全国のコンビニで販売を許可しているのに、「吸ったらダメ！」は全く意味がわからない。僕は喫煙者で「必要悪」等…人間アジャスターが必要だと思っています。(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設)
- ・店の方針とお客様の選択に任せるべきで法で規制するべきでない！！(マーチャン店、パチンコ店及び類似施設)

- ・私自身が禁煙をし、現状は取組みに対しても問題なく、制度、条例に則った活動ができているが、世の中まだ愛煙家の方もいるのも事実。たばこ自体存在している現状、徹底した分煙が最も現実的。もう一点は新たな喫煙者を増さないことだと思います。(銀行、保険会社などの金融機関)
- ・のぞまない喫煙をなくす為の取組みは、とても大切だと思うが、居酒屋など、禁煙にすることで喫煙者の集客数が厳しかったり、喫煙の為の外出の度に精算するなど、店舗側の負担が増えている現状も有るので、健康は大切だが、どちらも平等にしてほしい。喫煙者は、購入時にも税金を納めており、不平等感は強いと感じる。  
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が 100 m<sup>2</sup>以下の小規模な施設)
- ・条例のスタートとコロナの影響が同時にきたので、店内禁煙してからの効果がよく判別できないのが残念です。対策を積極的に進める企業に税制面での優遇を。  
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が 100 m<sup>2</sup>以下の小規模な施設)

#### 【たばこの健康影響や受動喫煙防止条例の普及啓発について】 61 件

- ・人生 100 年時代、健康に対する意識が高まっている中、肺ガンリスク等、悪影響に対する普及啓発を引続き積極的に取組んでほしい。(銀行、保険会社などの金融機関)
- ・家族連れが多いのに喫煙客を入れたら子供が入店できないので、だいぶ客数が減ってしまった。ランチだけでも可能にしてくれたらいいのと思う。他の店ではランチのみ禁煙で、夜は普通に全席喫煙可になっている。もっと、わかりやすく説明などホームページにものせてほしい。子供連れの人たちとお話しながら近所の人たちとも仲良くしたいのに、その機会もなくなってしまい残念すぎる。タバコが嫌な人は自分がその場に来なければよいだけだ。法で規制する事が、第一におかしいと思う！！  
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が 100 m<sup>2</sup>以下の小規模な施設)
- ・活動がかなり普及していると思う。よって現状くらいでもう充分と感じている。(官公庁施設)
- ・開業当初より禁煙としていたため、禁煙に違和感がない。COPDなど肺に対する悪影響を早くから教育し、喫煙はニコチンという薬物中毒になりかねないことを知らせたい。一利があるのかもしれないが、買いが多すぎると思う。  
(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)
- ・受動する喫煙の害が広く周知されるようになりましたが、病気で入院するとタバコを吸っているか、吸っていないかを聞かれますが、吸っているときつく注意指導されます。タバコ 1 本でもダメと言われますが、健康保険での優遇を考えてもらい、吸っている人は負担が重くなるようにして、タバコを吸わなければ保険料が安くなるような策を考えて欲しい。病気になる率の低下につながるような事をして欲しい。又、病院でタバコ無吸引証明書を発行してもらい、年末調整で一定の税額控除が得られるような税制改正をしていただき、タバコを吸う人が増えないで減少することになれば良い事と思います。(ホテル、旅館などの宿泊施設)
- ・ポスターや禁煙ステッカーを無料配布したらもっと広がると思います。ステッカーは安いので買っていますが、各地行政センターや郵便局など公的な所にポスター等と一緒に置けばそれぞれの店や職場に掲示してもっと広がると思います。(集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設)
- ・受動喫煙防止対策を推進している企業を市長町でPRしていただけるとよりクリーンなイメージが持てますし、喫煙しないお客様の来店動機にもつながるかと思います。  
(マージャン店、パチンコ店及び類似施設)

- ・喫煙が身体に与える悪い影響を始める前の年齢時にきちんと伝えることを要望します。喫煙が原因の1つとなっている疾病について、り患したら治療を優先しないしてほしい。  
(学校(幼稚園、小中高校、大学など))
- ・受動喫煙はたばこを吸わない人を護る事が目的だと思うのですが、法律は喫煙する人へのメッセージが多いと思います。非喫煙者へも煙に対するアクションがあっても良いかと感じます(例えば喫煙所は危険な場所ではなく喫煙者が一服している所など)。  
(老人ホーム、保育所などの社会福祉施設)
- ・昭和や平成に比べ、だいぶ喫煙者が減ったのは大変良いことと思います。大人が喫煙していると子どもも真似しますし、肺が弱いとコロナウイルスに負けてしまいます。昔は咳をしてまでも喫煙している方がいました。煙自体も害が大きいので、悪影響についてどんどん啓発し、国民の健康寿命を伸ばしてほしいです。(老人ホーム、保育所などの社会福祉施設)
- ・個人的に喫煙しない者として、成人している人が喫煙するのは自由だと思う一方で、子供の顔の高さにたばこを持つ人がいたり、たばこの嫌いな人と喫煙する人が同じ空間にいるなどの状況は少しずつ改善されつつもゼロという事にはならない。たばこを吸う自由と他人に迷惑を掛けないというマナーをうまく両立できる人しか喫煙しない様な啓発活動に力を入れて頂きたいと思います。  
(郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等)
- ・マナーからルールに変わったことを知らない人が多いと思うので、もう少し広告などに載せるなど、広くお知らせしてほしいです。原則屋内禁煙となるとは、認識していなかったので、今日のアンケートにより知ることができて良かったです。大々的に連絡してほしいです。罰金のことも大々的に知らせて下さい。(その他)
- ・喫煙文化を残すことも小規模飲食店の役割だと考えます。小規模店の特例を残して頂きたいと思えます。喫煙および受動喫煙に関する疫学的な研究結果というものに対しても疑問を持っていますし、喫煙よりもっと重大な社会的病理について、考えていくことが必要だと思います。喫煙によって軽減される精神的圧迫があると考えています。  
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設)
- ・全世界的に喫煙の健康被害については承知の事、若者に対しての啓発が弱過ぎると思います。未成年には学校教育の中で、禁煙を促進する為のあらゆるアイデアを提出させ、行動するには何をすべきか、皆で話し合う機会を設けるのが大切と考えます。(動物園、植物園、遊園地)
- ・受動喫煙による健康被害があるのであれば、臨床データ等科学的な根拠を提示して説明してほしいが、そのようなデータを見たことがない。海外では利用者が選択できる施設内は、事業者に運用がまかされていて、屋外、施設外は禁煙の場合が多いようだが、日本では施設内外、両方とも禁煙として、守れない事業者に罰則を与えるような流れを感じる。このやり方では将来喫煙者が減少しても受動喫煙は減らないことになってしまう。  
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設)

【喫煙者のマナーや喫煙者への配慮について】67件

- ・施設内においてマナーが守られていると感じるが、路上での歩きタバコや、ポケット灰皿を持っているからといって、路上でたむろしてタバコを吸う集団がいる。このような人達の取締り強化をほしい。通勤時に駅へ向かう人ごみの中で歩きタバコをしている人がまだいるのが現状。  
(郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等)

- ・受動喫煙に関する法の改正等により、施設内の禁煙スペースで喫煙する人は見かけなくなりました。しかし、歩きタバコをする人はよく見かけるので、喫煙する際のマナーを守りながら、喫煙者も非喫煙者も互いに気持ちよく生活できたらと思います。(学校(幼稚園、小中高校、大学など))
- ・歩きたばこをしている方をたまに見かけることがあるので全ての喫煙者がマナーの意識をもっていただけで嬉しいですね。前よりは非常に減少したと感じますので皆様のご努力の成果だと思いません。ありがとうございます。(官公庁施設)
- ・(禁煙エリアで)施設外、道路上でも歩行者や自転車に乗っている人がタバコをくわえているのを見かける。そんな時下手に注意ができないと思っている。喫煙者のマナー向上を望みます。又、車内からタバコのポイ捨てをする人がかなりいる。それについてもマナー向上を望む。(その他)
- ・業態によってはなかなかむずかしい問題です。全ての人にパーフェクトな状態は無いのでそれぞれのモラルの向上を願っています。  
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設)
- ・昭和時代からの喫煙者にとって、たばこは酒やグルメ等と同格の普通の習慣であったと思う。従って時代的流れとは言え、あまり特別視を強めて喫煙者を疎外するような運動はかえって反感が増すのではないかと。あくまでもマナーとしての教育を続けていくしかないのではないだろうか？  
(集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設)
- ・体育館ですので、運動を目的として来客しているので可能であれば屋外も全て禁煙にしたいと考えています。喫煙所は設置しているものの、駐車場や通路でのタバコのポイ捨てなど、マナーの悪い方は今でもいます。清掃活動している方々への気持ちをしっかりと考えて行動してもらいたいと思っています。(体育館、ボーリング場などの屋内運動施設)

#### 【たばこ税やたばこの販売について】27件

- ・たばこの販売について、もっと規制を強化するべき。嗜好品として扱うことはやめた方がよい。健康被害がわかっているのに規制がゆるすぎると思われます。  
(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)
- ・タバコそのものがある事がまちがいだと思う。売る、作ることをやめたらいいと思う。  
(マージャン店、パチンコ店及び類似施設)
- ・たばこの販売を規制したり、対策のための予算確保のためのたばこ税の増税などにも取り組んで欲しい。  
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設)

#### 【その他屋外における喫煙などについて】33件

- ・喫煙スペースの減少により、喫煙者の自由が制限されている側面もある。喫煙スペースの確保も同時に必要。(銀行、保険会社などの金融機関)
- ・駅にタバコが売っているのに、駅に喫煙所が無いのはおかしい。各駅に1ヶ所位は喫煙所を設けて欲しい。駅の両端に設ければ受動喫煙の心配は無いはず。  
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設)

- ・喫煙者に対しても理解を求めるのと同時に、ただ喫煙場所をなくすとか、罰則を設けるだけでなく、安心して喫煙できるような場所をきちんと設けてもらいたいと思います。  
(郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等)
- ・公の場にて受動喫煙をしてゆくのは社会的に良いと思うが、もう少し喫煙場所等も増やすべきでは？都市中心部には公の喫煙場所の設置が見られるが、少し離れると無く、歩行喫煙、目立たぬ所での喫煙につながるのでは？古都観光地近くの民家の軒先にての喫煙などがよく見られたので。閉めるばかりでは、いかがなものかと。  
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が 100 m<sup>2</sup>以下の小規模な施設)
- ・駅、商店街は喫煙禁止ではあるが、喫煙者に対する場所を設置する必要があると思います。「喫煙場所がないから」という、たばこのマナー違反の原因につながると思います。  
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店)

**【喫煙者の卒煙（禁煙）について】 3 件**

- ・職場での禁煙強化により喫煙場所を減少させるなど努力しているが、禁煙者へのサポートや企業へ補助金を出していただき職場環境を整えるなどお願いしたい。(ホテル、旅館などの宿泊施設)

**【その他】 56 件**

- ・スナックなので禁煙にすることは出来ないのですが、喫煙者が全体の 10%程なのと喫煙者の意識が高く、代替タバコを吸ったり、禁煙者がいると、席を離れて喫煙してくれています。タバコでトラブルになった事はありません。  
(食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が 100 m<sup>2</sup>以下の小規模な施設)
- ・喫煙という生活習慣をなくすことが、ゴールだと思います。人間の理性に期待します。神奈川県が全国に先がけている事は、誇らしいことです。がんばって下さい。  
(病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院)
- ・たばこより、人間ストレスが一番の病気を引き起こす原因になると思います。病気になるのも自分の自己責任であり、たばこの煙を吸うにしてもすべての人々が病気になるとはかぎらないと思います。(不明)

**【特になし】 49 件**